

第 136 回長崎県市長会議 会議次第

日時：令和 7 年 4 月 3 日（木）14 時 30 分～
場所：ザ・マーキーズ

I 開 会

II 会 長 あ い さ つ

III 開催市長あいさつ

IV 議 事

1 審議事項

- (1) 第 136 回長崎県市長会議議案審議
- (2) 九州市長会提出議案の選定
- (3) 令和 7 年度長崎県市長会収支予算書（案）

2 協議事項

- (1) 令和 7 年度長崎県市長会役員等の選任及び推薦について
- (2) 令和 7 年度長崎県関係国会議員との意見交換会について
- (3) 令和 7 年度長崎県市長行政研修について
- (4) 各市からの提出議題について

ア【長崎市】国民健康保険税(料)に新設される子ども・子育て支援納付金に係る改正法令及びガイドライン等の早期公布・発出を求めることについて

イ【平戸市】消防本部における高機能消防指令センターの共同運用について

ウ【大村市】高校生世代に係る子ども福祉医療費制度について

3 報告事項

- (1) 令和 6 年度会務報告
- (2) 長崎県市長会に係る今後の会議開催予定等

4 その他

- (1) 行政へのカスタマーハラスメントの対応に関する共同宣言

V 講 演

テーマ 電子地域通貨「MINAコイン」

南島原市 商工観光課 様

VI 閉 会

* * *

1 審議事項

(1)第136回長崎県市長会議重点項目及び議案審議

ア 重点項目

国	県	件 名	市長会議 での説明市
1	1	国土強靱化の計画的かつ着実な推進について	島原市
2	2	保育料の完全無償化について	
-	3	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	
3	4	学校給食費の無償化について	

イ 議案審議

番号	国	県	件 名	市長会議 での説明市
1			都市財政の拡充強化に関する提言	
	1	1	都市財政の充実強化について【一部廃案】	
	1-(5)	1-(5)	国土強靱化の計画的かつ着実な推進について	重点:島原市
	2	-	地方消費者行政の拡充への支援等について【一部廃案】	
	3	-	国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について	
	4	2	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	
	5	3	公共下水道への財政措置の拡大について	
	6	4	廃棄物処理対策の強化について	
	7	5	治水事業に対する財政措置等について	
	8	6	地方バス路線維持対策について	
	9	-	水道事業に対する財政措置の強化について	
	10	-	急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について	
	-	7	自然災害等対策事業に対する財源確保について	
	11	8	離島航路事業に対する財政支援の拡充等について	
	12	9	離島航空路線の維持について【更新】	
	13	-	離島地域における燃油コスト等の格差是正について	
	14	10	半島航路の維持・確保について	
	15	-	世界遺産保護のための財政支援措置について	
	16	11	市街地再開発事業に対する財政支援措置について	
	-	12	空き家対策への支援について	
	17	13	大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について	
	18	-	公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)の期間撤廃について	
	19	14	ふるさと納税に係る返礼品について【一部新規】	
	19-(1)	14-(1)	ふるさと納税の返礼品の取り扱いについて【新規】	雲仙市
	20	15	自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について	
	21	16	犯罪被害者等支援の充実について	
	22	17	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について	
	-	18	長崎県親子でスマイル住宅支援事業の復活について【新規】	
2			国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言	
	1	-	医療保険制度改革について	
	-	1	国民健康保険制度について	
	2	-	国民健康保険制度に係る財政措置等について【一部廃案】	
	3	-	特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて	
3			地域医療保健の充実強化に関する提言	
	1	1	地域医療提供体制の確保について【一部新規】	
	-	1-(11)	産科医療体制の整備について【新規】	大村市
	2	2	がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について	
4			子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言	
	1	1	子ども・子育て施策の充実強化について【一部新規】	
	1-(1)	1-(1)	子ども福祉医療費制度の創設について	諫早市
	2	-	福祉施策等の充実強化について	
	3	-	障害者福祉施策の充実強化について	
5			介護保険制度等に関する提言	
	1	1	第1号被保険者の保険料について	
	2	2	介護従事者の人材確保について	
6			生活環境の保全・整備等の充実に関する提言【県:新規】	
	1	-	新しい地方経済生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)の制度改正について【新規】	長崎市
	2	-	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について【更新】	
	-	1	長崎県地震等防災アセスメント調査の再実施について【新規】	
7			九州新幹線等の整備促進に関する提言	
	1	1	九州新幹線西九州ルートを着実な整備について	
	2	2	県下幹線鉄道の整備改善について	
	3	3	地域鉄道に対する支援策の充実について	

番号	国	県	件 名	市長会議 での説明市
8			高速道路網等の整備促進に関する提言	
	1	-	道路整備の安定的財源確保について	
	2	1	道路網の整備について	
	3	-	道路事業における補助制度の拡充について【更新】	
	4	-	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について	
	5	2	地方における無電柱化事業の促進について	
	6	3	港湾の整備促進について	
	7	-	公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記や権利の抹消に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について	
9			農林水産業の振興に関する提言	
	1	1	農業の振興対策について	
	2	2	水産業の振興対策について	
	3	-	物価高騰対策の強化について	
10			地域経済の活性化に関する提言	
	1	1	地域経済牽引事業への支援措置について	
	2	-	国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について【更新】	
	-	2	工業団地の整備について	
	-	3	V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカへの支援について	
	-	4	県と市町の連携による広域観光の活性化について	
11			学校教育の充実に関する提言	
	-	1	全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について	
	-	2	少人数学級編制に伴う財政支援措置について	
	-	3	派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について	
	-	4	養護教諭の配置について	
	-	5	学校事務職員の配置について	
	-	6	小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について	
	-	7	学校栄養職員・栄養教諭の配置について	
	-	8	学校図書館充実のための司書教諭の配置について	
	-	9	I C T 支援員配置のための支援について	
	-	10	長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について	
	-	11	統合型校務支援システムの導入について【更新】	
	-	12	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	
	1	13	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	
	2	14	特別支援学級編制基準の弾力化について【国：新規】【県：更新】	
	3	15	学校給食費の無償化について	
12			デジタル化の推進に関する提言【県：新規】	
	1	-	自治体情報システムの標準化・共通化について	
	2	-	地域社会のデジタル化の推進について	
	3	-	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について	
	-	1	デジタルサービスの共同利用に向けた支援について【新規】	

(2) 九州市長会提出議案の選定（5件以内を選定）

第 1 号議案 都市財政の拡充強化に関する提言

1. 都市財政の充実強化について

第 4 号議案 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

第 7 号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言

第 9 号議案 農林水産業の振興に関する提言

第 11 号議案 学校教育の充実に関する提言

第 1 3 6 回長崎県市長会議議案審議目次

国への提言(重点項目)

- 1 国土強靱化の計画的かつ着実な推進について ----- P 2
- 2 保育料の完全無償化について ----- P 4
- 3 学校給食費の無償化について ----- P 7

国への提言

- 第 1 号議案 都市財政の拡充強化に関する提言 ----- P 13
- 1 都市財政の充実強化について〔一部廃案〕 ----- P 13
 - 2 地方消費者行政の拡充への支援等について〔一部廃案〕 ----- P 16
 - 3 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について ----- P 18
 - 4 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について ----- P 18
 - 5 公共下水道への財政措置の拡大について ----- P 19
 - 6 廃棄物処理対策の強化について ----- P 19
 - 7 治水事業に対する財政措置等について ----- P 21
 - 8 地方バス路線維持対策について ----- P 22
 - 9 水道事業に対する財政措置の強化について ----- P 23
 - 10 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について ----- P 24
 - 11 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について ----- P 24
 - 12 離島航空路線の維持について〔更新〕 ----- P 26
 - 13 離島地域における燃油コスト等の格差是正について ----- P 26
 - 14 半島航路の維持・確保について ----- P 26
 - 15 世界遺産保護のための財政支援措置について ----- P 27
 - 16 市街地再開発事業に対する財政支援措置について ----- P 27
 - 17 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について ----- P 28
 - 18 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)の期間撤廃について ----- P 28
 - 19 ふるさと納税に係る返礼品について〔一部新規〕 ----- P 28
 - 20 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について ----- P 29
 - 21 犯罪被害者等支援の充実について ----- P 29
 - 22 ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について ----- P 29
- 関連資料(資料 1-1 ～ 資料 1-13) ----- P 31
- 第 2 号議案 国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言 ----- P 50
- 1 医療保険制度改革について ----- P 50
 - 2 国民健康保険制度に係る財政措置等について〔一部廃案〕 ----- P 51
 - 3 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて ----- P 51
- 第 3 号議案 地域医療保健の充実強化に関する提言 ----- P 52
- 1 地域医療提供体制の確保について〔一部新規〕 ----- P 52
 - 2 がんと共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について ----- P 54
- 関連資料(資料 3-1) ----- P 55
- 第 4 号議案 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言 ----- P 56
- 1 子ども・子育て施策の充実強化について〔一部新規〕 ----- P 56
 - 2 福祉施策等の充実強化について ----- P 57
 - 3 障害者福祉施策の充実強化について ----- P 58
- 関連資料(資料 4-1 ～ 資料 4-2) ----- P 59

第5号議案	介護保険制度等に関する提言	P 61
1	第1号被保険者の保険料について	P 61
2	介護従事者の人材確保について	P 61
	関連資料（資料5-1）	P 62
第6号議案	生活環境の保全・整備等の充実に関する提言	P 63
1	新しい地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の制度改正について〔新規〕	P 63
2	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について〔更新〕	P 63
第7号議案	九州新幹線等の整備促進に関する提言	P 65
1	九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について	P 65
2	県下幹線鉄道の整備改善について	P 65
3	地域鉄道に対する支援策の充実について	P 66
	関連資料（資料7-1）	P 67
第8号議案	高速道路網等の整備促進に関する提言	P 68
1	道路整備の安定的財源確保について	P 68
2	道路網の整備について	P 68
3	道路事業における補助制度の拡充について〔更新〕	P 71
4	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について	P 71
5	地方における無電柱化事業の促進について	P 72
6	港湾の整備促進について	P 72
7	公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記や権利の抹消に係る印鑑登録証明書 of 交付手数料の免除制度の拡充について	P 72
	関連資料（資料8-1 ～ 資料8-3）	P 73
第9号議案	農林水産業の振興に関する提言	P 81
1	農業の振興対策について	P 81
2	水産業の振興対策について	P 82
3	物価高騰対策の強化について	P 83
	関連資料（資料9-1）	P 84
第10号議案	地域経済の活性化に関する提言	P 85
1	地域経済牽引事業への支援措置について	P 85
2	国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について〔更新〕	P 85
	関連資料（資料10-1）	P 86
第11号議案	学校教育の充実に関する提言	P 87
1	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	P 87
2	特別支援学級編制基準の弾力化について〔新規〕	P 88
3	学校給食費の無償化について	P 88
第12号議案	デジタル化の推進に関する提言	P 89
1	自治体情報システムの標準化・共通化について	P 89
2	地域社会のデジタル化の推進について	P 90
3	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について	P 90

県への提言(重点項目)

- 1 国土強靱化の計画的かつ着実な推進について ----- P 94
- 2 保育料の完全無償化について ----- P 96
- 3 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について ----- P 99
- 4 学校給食費の無償化について ----- P 100

県への提言

- 第1号議案 都市財政の拡充強化に関する提言 ----- P 107
- 1 都市財政の充実強化について **〔一部廃案〕** ----- P 107
 - 2 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について ----- P 110
 - 3 公共下水道への財政措置の拡大について ----- P 111
 - 4 廃棄物処理対策の強化について ----- P 111
 - 5 治水事業に対する財政措置等について ----- P 113
 - 6 地方バス路線維持対策について ----- P 113
 - 7 自然災害等対策事業に対する財源確保について ----- P 115
 - 8 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について ----- P 116
 - 9 離島航空路線の維持について **〔更新〕** ----- P 117
 - 10 半島航路の維持・確保について ----- P 118
 - 11 市街地再開発事業に対する財政支援措置について ----- P 118
 - 12 空き家対策への支援について ----- P 119
 - 13 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について ----- P 119
 - 14 ふるさと納税に係る返礼品について **〔一部新規〕** ----- P 119
 - 15 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について ----- P 120
 - 16 犯罪被害者等支援の充実について ----- P 120
 - 17 ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について ----- P 121
 - 18 **長崎県親子でスマイル住宅支援事業の復活について〔新規〕** ----- **P 121**
- 関連資料(資料1-1～資料1-9) ----- P 123
- 第2号議案 国民健康保険制度に関する提言 ----- P 135
- 1 国民健康保険制度について ----- P 135
- 第3号議案 地域医療保健の充実強化に関する提言 ----- P 136
- 1 地域医療提供体制の確保について **〔一部新規〕** ----- P 136
 - 2 がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について ----- P 139
- 関連資料(資料3-1) ----- P 140
- 第4号議案 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言 ----- P 141
- 1 子ども・子育て施策の充実強化について **〔一部新規〕** ----- P 141
- 第5号議案 介護保険制度等に関する提言 ----- P 143
- 1 第1号被保険者の保険料について ----- P 143
 - 2 介護従事者の人材確保について ----- P 143
- 関連資料(資料5-1) ----- P 144
- 第6号議案 生活環境の保全・整備等の充実に関する提言** ----- **P 145**
- 1 **長崎県地震等防災アセスメント調査の再実施について〔新規〕** ----- **P 145**
- 第7号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言 ----- P 146
- 1 九州新幹線西九州ルートの着実な整備について ----- P 146
 - 2 県下幹線鉄道の整備改善について ----- P 146
 - 3 地域鉄道に対する支援策の充実について ----- P 147
- 関連資料(資料7-1) ----- P 148

第8号議案	高速道路網等の整備促進に関する提言	P 149
1	道路網の整備について	P 149
2	地方における無電柱化事業の促進について	P 152
3	港湾の整備促進について	P 153
	関連資料（資料8-1 ～ 資料8-2）	P 154
第9号議案	農林水産業の振興に関する提言	P 161
1	農業の振興対策について	P 161
2	水産業の振興対策について	P 162
	関連資料（資料9-1）	P 164
第10号議案	地域経済の活性化に関する提言	P 165
1	地域経済牽引事業への支援措置について	P 165
2	工業団地の整備について	P 165
3	V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカへの支援について	P 165
4	県と市町の連携による広域観光の活性化について	P 166
	関連資料（資料10-1）	P 167
第11号議案	学校教育の充実に関する提言	P 168
1	全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置 の拡大について	P 168
2	少人数学級編制に伴う財政支援措置について	P 168
3	派遣指導主事の配置に伴う財政支援について	P 168
4	養護教諭の配置について	P 169
5	学校事務職員の配置について	P 169
6	小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクール ソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について	P 169
7	学校栄養職員・栄養教諭の配置について	P 169
8	学校図書館充実のための司書教諭の配置について	P 170
9	ICT支援員配置のための支援について	P 170
10	長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について	P 170
11	統合型校務支援システムの導入について〔更新〕	P 171
12	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	P 171
13	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	P 172
14	特別支援学級編制基準の弾力化について〔更新〕	P 173
15	学校給食費の無償化について	P 173
	関連資料（資料11-1 ～ 資料11-6）	P 175
第12号議案	デジタル化の推進に関する提言	P 184
1	デジタルサービスの共同利用に向けた支援について〔新規〕	P 184

国への提言

(重点項目)

〔重点〕

1. 国土強靱化の計画的かつ着実な推進について

【提案・要望】

国においては、令和3年度から7年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備や交通ネットワークの強化を図っているが、対策期間終了後も、この取り組みを継続的・安定的に進めるため、資材価格などの高騰も踏まえた必要な事業規模と期間を盛り込んだ上で、「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

【現状・問題点】

本県は、前線に伴う集中豪雨や台風の常襲地帯に位置していることに加え、急峻な山地や崖地が多く、全国で2番目に多い約3万6千箇所もの土砂災害警戒区域を抱えていることから、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が発生している。また、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえると、多くの半島を抱え、高規格道路のミッシングリンクも存在する本県では、大規模災害の発生時にインフラ及び人流・物流が寸断する危険性が高くなっている。

また、令和7年1月に埼玉県八潮市で道路陥没事故が発生し、下水道をはじめとする生活インフラの老朽化対策の重要性が全国的に再認識されたところであり、令和7年2月14日に決定された「国土強靱化実施中期計画の策定方針」にも様々なインフラの整備推進等が盛り込まれているが、頻発化・激甚化する自然災害から住民の生命・財産・暮らしを守り、地域社会の機能を維持するためにも国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた予算・財源を確保することが重要な課題である。

○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う長崎県全体の予算額

- ・令和3年度 約250億円
- ・令和4年度 約216億円
- ・令和5年度 約234億円
- ・令和6年度 約215億円

上記予算により、住民の生命・財産・暮らしを守る対策を実施しており、今後も予算・財源の確保が必要である。

(選定理由)

・近年頻発する大規模災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」期間終了後も着実に取組みが実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保する必要がある、また、改正国土強靱化基本法に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」期間終了後においても切れ目なく国土強靱化の取組みを進めるため選定するもの。

〔重 点〕

2. 保育料の完全無償化について

【提案・要望】

だれもが安心して子どもを産み育てる環境づくりの実現に関し、国の責任において次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、自治体間によって差異があることは望ましくないため、国の制度として保育料の完全無償化を実施すること。

【現状・問題点】

令和元年 10 月から、3～5 歳の子ども及び市民税非課税世帯の 0～2 歳の子どもの保育料が無償化されているが、課税世帯等の 3 歳未満の子どもの保育料は無償化されておらず、負担が生じている。

少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、自治体の財政状況によって子育て施策に差異が生じる事態となっているが、各市において同様の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することとなる。

○令和 7 年度長崎県内全市が保育料の完全無償化を実施する場合の所要額見込み

市 名	所要額 (単位:百万円)	市 名	所要額 (単位:百万円)
長崎市	1,102	対馬市	95
佐世保市	740	壱岐市	65
島原市	251	五島市	116
諫早市	615	西海市	86
大村市	500	雲仙市	179
平戸市	95	南島原市	72
松浦市	63	合 計	3,979

全市合計
約 39.8 億円

長崎県内各市の保育料負担軽減の取組み

【R7.4.1 現在】

長崎市	・ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目以降無料 ・ 市民税所得割課税額97,000円未満の世帯について、最年長の子ども（概ね18歳まで）を第1子とし、第2子以降無料
佐世保市	・ 保育料の階層別単価を国基準から平均25パーセント少ない金額に設定 ・ 副食費の第2子以降の無償化を実施【令和2年4月1日～】 ・ 認可保育施設・認可外保育所における同時在園児の、第2子以降の1歳児および2歳児に対する保育料無償化を実施【令和6年4月1日～】
島原市	・ 認可保育施設における所得制限と年齢制限を撤廃し、第2子以降の児童にかかる保育料の完全無料化【令和元年10月～】 ・ 副食費の無償化を実施【令和元年10月～】
諫早市	・ 認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和5年4月～】
大村市	・ 認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成9年度～（平成9年当時は保育料軽減事業として実施）】 ・ 認可外保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月～】 ・ 新たに保育料引き下げ【令和6年4月～】
平戸市	・ 4,800円を上限に副食費の無償化を実施【令和元年10月～】 ・ 認可保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和5年4月～】 ・ 幼稚園における未就園児の保育料及び認可外保育施設における3歳未満児保育料の無料化を実施【令和5年4月～】
松浦市	・ 2・3号支給認定児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成27年4月～】 ・ 市町村の認定を受けた児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和元年10月～】 ・ 認可保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和7年4月～】
対馬市	・ 認可保育施設における多子世帯が施設を利用する際の保育料について、満18歳以下の子どもが複数人いる場合は、第2子保育料を半額（市民税非課税世帯は無料）、第3子以降の無料化を実施【平成27年4月～】 ・ 保育料を国基準から平均30パーセント減額 ・ 副食費の無償化を実施
壱岐市	・ 保育施設（認可外含む）における各世帯の第2子以降の保育料無償化を実施【令和5年4月～】 ・ 副食費の一部助成を実施【令和5年4月～】
五島市	・ 保育料を国の徴収基準額から22パーセント減額【平成17年4月～】 ・ 多子計算（第1子、第2子等）の範囲を中学生までに拡大し、第3子以降を無料化。第2子については、第1子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成27年4月～】 ・ 多子計算の範囲（年齢制限）を撤廃【平成29年4月～】 ・ 副食費の全額補助【令和元年10月～】
西海市	・ 同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料（市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料） ・ 同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料（市独自の基準。国の基準は所得制限あり） ・ 副食費の無償化を実施【令和2年4月～】
雲仙市	・ 第2子以降の保育料の無料化を実施【平成28年4月～】 ・ 副食費の無償化を実施【令和元年10月～】
南島原市	・ 国基準額より負担を軽減した保育料を設定 ・ 2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】 ・ 副食費負担金の無償化を実施【令和元年10月～】

(選定理由)

・国の「こども未来戦略方針」において、これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳児までの支援強化が盛り込まれているが、保育料無償化の対象範囲の拡大については、関係府省と地方自治体による協議は進められていない。国の制度として無償化を実施するよう、引き続き重点的に提言するため選定するもの。

〔重点〕

3. 学校給食費の無償化について

【提案・要望】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っている。

社会全体で安心して子育てできる環境の確保及び少子化対策、保護者の負担軽減の観点から、国の責任と財源による学校給食費の完全無償化実現に向け、必要な措置を講じること。

【現状・問題点】

学校給食は、各自治体において学校給食費を定め、保護者の負担により食材が賄われており、負担する額も自治体によりまちまちの状況である。

一部の市区町村においては、既に学校給食費を公費負担としている自治体もあるが、それぞれの自治体の財政状況に依存する。

各市において学校給食費の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することになる。

○令和7年度 長崎県内全市（13市）における学校給食費無償化の所要額見込み

（単位：百万円）

	市名	小学校	中学校
1	長崎	916	526
2	佐世保	677	425
3	島原	123	76
4	諫早	405	243
5	大村	400	233
6	平戸	67	43
7	松浦	55	40
8	対馬	76	49
9	壱岐	70	47
10	五島	81	54
11	西海	57	37
12	雲仙	108	65
13	南島原	102	66
	計	3,137	1,904

小中学校合計 約 50.4 億円

○長崎県内全市（13市）の学校給食費負担軽減の取組み【R7.4.1現在】

長崎市	・R4年度（9月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金 ・R5年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金 ・R6年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金 ・R7年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金
佐世保市	・R5年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担 ・R6年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担 ・R6年度より市立の中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の生徒の給食費を無償化 ・R7年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分の一部を公費負担予定 ・R7年度より市立の中学校第2・3学年及び義務教育学校第8・9学年の生徒の給食費を無償化予定 ※財源 中学校第2学年分：ふるさと元気基金、中学校第3学年分：一般財源
島原市	・R6年度 市内小中学校に通う児童生徒の保護者に対して物価高騰分の食材費を補助 ※給食費据え置き、財源：国の臨時交付金28,000,000円 ・R7年度 市内小中学校に通う児童生徒の保護者に対して物価高騰分の食材費を補助 ※給食費据え置き、財源：国の臨時交付金33,779,000円（R7.4～R8.2）、一般財源2,623,000円（R8.3）
諫早市	・R6.4～市立小・中学校に通う児童・生徒（生活保護世帯を除く）の学校給食費を無償化 ・R7.4～食物アレルギー等の理由により弁当持参の児童生徒に給食費相当額を支援 ※財源：一般財源
大村市	・物価高騰に伴う給食費の増額分については、保護者負担が生じないよう一般財源で補う
平戸市	・R5年度から給食費（月額小4,800円、中5,600円）を増額し、激変緩和措置を講じている - R5年度：第1子目、第2子目は月額400円控除、第3子目以上は据置（月額小4,300円、中5,000円） - R6年度：第1子目、第2子目は月額300円控除、第3子目は月額400円控除、第4子目以上は据置 - R7年度：第1子目、第2子目は月額200円控除、第3子目は月額300円控除、第4子目は月額400円控除、第5子目以上は据置 - R8年度：第1子目、第2子目は月額100円控除、第3子目は月額200円控除、第4子目は月額300円控除、第5子目以上月額400円控除 ※激変緩和措置は、R11年度までの措置で、R12年度から全児童生徒月額小4,800円、中5,600円の徴収となる。（R12年度までの間に、物価高騰等によりさらに増額の可能性あり） ※財源：ふるさと納税を原資とした基金
松浦市	・令和7年度より児童・生徒の給食費の1/2相当額を助成し、保護者の負担軽減を図る。 ※財源：子育て支援基金繰入金
対馬市	・小学生（1食当たり50円×1.08）中学生（1食当たり60円×1.08）の市単独基本物資補助金あり ・地場産使用時の食材費補助として市単独補助金（年額1,300万円）あり
壱岐市	・R5年度から市内の小中学校の児童・生徒を対象に以下の助成を実施 - 小学校の給食費月額4,900円 市助成2,900円 保護者負担2,000円 - 中学校の給食費月額5,800円 市助成3,300円 保護者負担2,500円 ※財源：一般財源
五島市	・R6年度 米価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担（10月～） ・R7年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担予定（4月～） ※財源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国）
西海市	・H29年度から学校給食費補助事業：第3子以降の児童・生徒への学校給食費を全額補助する。 ※財源：一般財源と基金（ふるさと西海応援寄附金基金） ・H6年度から学校給食物価高騰対策食材費補助事業：現在の学校給食費では不足する食材費を補助する。※財源：一般財源と国庫補助（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）
雲仙市	・R6年4月から市内に住所を有する児童生徒の保護者への給食費の無償化・補助を実施 ※財源：ふるさと応援基金（一部）
南島原市	・学校給食費保護者負担軽減補助金（学校給食を喫食する第3子以降の無償化） ※財源：一般財源 ・学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金（児童生徒の給食費の値上がり分の半額を補助） ※財源：国の臨時交付金

○学校給食に関する実態調査の結果：文部科学省調べ（R6.6.12 発表一部抜粋）
自治体独自の学校給食費無償化の実施状況（R5.9.1 現在）

調査回答自治体数 都道府県、市区町村	何らかの無償化を実施している自治体数	小中学校段階において全員を対象に無償化を実施している自治体数
1,794	722	547（全体の約 30%）

上記 722 自治体の財源（複数回答有）（R5.9.1 現在）

①自己財源（ふるさと納税、寄付金以外）	475	④都道府県からの補助	52
②地方創生臨時交付金	233	⑤寄付金	6
③ふるさと納税	74	⑥その他（交付金、基金地方債等）	86

（選定理由）

学校給食法第 2 条に規定する「適切な栄養の摂取による健康の保持促進」や「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解」などの目的を達成することは、我が国の子どもたちの健やかな発達を保障することであり、すなわち国の責務であると考えます。

しかしながら、学校給食費は、学校給食法に基づく保護者負担として各自治体において額を定め、食材費等に充てられており、その額は自治体により差異がある。

また、一部の自治体においては、保護者の負担軽減の観点から学校給食費を公費負担に切り替えるところもある。

本来、子どもは地域によらず平等であるべきであり、自治体間で差異があることは望ましくないことから、国による学校給食費の無償化について、首長や教育長による協議会などあらゆる機会を通じて引き続き国に要望していくべきであり、重点項目とするもの。

* * *

国への提言

* * *

第 1 号議案

都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について〔継続 2 回〕

(1) 地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が行う住民サービスに直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

② 法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

また、地方税制の改正に際しては、**地方都市**自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、**地方都市**自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成 27 年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を**地方都市**自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい**地方都市**自治体の財政状況を踏まえ、引き続きその現行制度を堅持すること。

(資料 1-1 参照)

④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

また、経済対策や各種政策的な措置は、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものであることから、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行わないこと。(佐世保市)

(説明)

提言する(佐世保市ほか全市)

- ・「地方自治体」と「都市自治体」が混在していたため、「都市自治体」へ文言を統一するもの(佐世保市)

(2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による~~地方都市~~自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

~~また、地方交付税総額の算出基礎となる令和6・7年度の地方財政計画について、定額減税による減収、こども・子育て政策の強化、給与改定等、自治体の施設の光熱費高騰いわゆる「103万円の壁」、地方財政の健全化、DX、防災・減災対策の推進、人件費の増加、物価高への対応が確保されている。~~

~~深刻さを増す少子化への対応や足元の物価高対策、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応はもとより、デジタル田園都市国家構想・地方創生の実現、脱炭素化の推進、頻発する大規模な災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりなどの本来的な課題解消を十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要なとなる一般財源総額を確保・充実すること。~~

~~社会保障費の一層の増加が見込まれる中、更にこれらに要する一般財源が適切に確保されなければ、地方創生の再起動をはじめ、こども・子育て政策等の人口減少対策、国土強靱化といった重要課題に対応するために必要な財源が圧迫されることが予想される。結果、その取組が後退しかねない。このため、都市自治体は昨今の人件費の大幅増や物価高の影響に対応していく必要があることから、するための必要額を地方財政計画の歳出に確実に計上、地方の安定的な財政運営に必要なとなる一般財源総額を確保・充実すること。~~

- ② ~~地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。~~

~~都市自治体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源について確実に確保すること。~~

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとする。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(佐世保市)

(説明)

提言する(佐世保市ほか全市)

- ・国が作成した「令和7年度地方財政対策のポイント(総務省自治財政局)」及び「令和7年度予算編成及び地方財政対策について(地方六団体)」を踏まえた時点修正をするもの。(佐世保市)

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。
- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 施設整備事業に対する財政措置等について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設については、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるところであるが、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、健全な財政運営が可能となるよう、十分な財政支援措置を講じること。

~~また、施設の廃止、統合などの再編を進めるため、不要となった公共施設の除却に係る地方債について、元利償還金に対する交付税措置を講じるとともに、財産処分基準の一層の弾力化を行うこと。~~(佐世保市)

(説明)

提言する（佐世保市ほか全市）

- ・ 公共施設の再編を進める際の公共施設の除却に係る地方債について、元利償還に対する交付税措置が令和7年度より講じられることが総務省より提示されたため削除するもの。（佐世保市）

（５）国土強靱化の計画的かつ着実な推進について〔継続1回〕

国においては、令和3年度から7年度まで「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備や交通ネットワークの強化を図っているが、同対策の最終年度となる令和7年度の予算を十分に確保するとともに、対策期間終了後も、切れ目なく安定的な取組みを推進するため、国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年の早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは対策期間終了後も、この取組みを継続的・安定的に進めるため、資材価格などの高騰も踏まえた必要な事業規模と期間を盛り込んだ上で、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。（島原市）

(説明)

提言する（島原市ほか全市）

- ・ 昨今の社会情勢、国の動向を踏まえた時点修正を行うもの。（島原市）

~~（６）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税制度）の延長について〔廃案〕~~

（大村市ほか全市）

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税制度）については、現行の税額控除割合を維持しつつ、令和6年度末までとしている適用期限を延長すること。また、制度を延長する際には、地域再生計画の認定手続きの簡素化等、より制度の活用が促進されるよう見直しを行うこと。

(説明)

提言しない（大村市ほか全市）

- ・ 令和7年度以降の地方創生応援税制（企業版ふるさと納税制度）の延長が閣議決定されたため、取り下げるもの。

2. 地方消費者行政の拡充への支援等について〔継続3回〕

~~（１）消費生活相談員の育成配置及び消費者被害防止対策について~~

近年、国民生活におけるデジタル活用が普及し、消費者問題は多様化、~~・~~複雑化している。このような状況において、自治体における消費生活相談員の役割は~~よりますます重要性が増しており、高度な知識と交渉力が求められて~~な

っている。

~~地方においては、消費者安全法に定める専門の資格を有する消費生活相談員の確保が困難な状況であり、資格を有しない者を任用して育成し、資格取得を目指す事例が多い状況にあることから、相談員の確保と育成に向けたオンデマンド研修の拡大や資格試験の実施等について利便性の向上を図ること。~~

また、自治体は地方消費者行政強化交付金等を活用し、消費者への注意喚起や相談体制の整備に努めてきたところである。~~現行の補助金制度は強化事業の対象が限定され、地方の消費者行政の実情に沿ったメニューとは言い難い。また、推進事業は一般準則により補助の活用期間が限定されており、なかでも、活用期間が限定されている推進事業交付金を活用していた消費生活相談員の配置や育成、消費者被害防止対策等の継続が、活用期間終了により困難になるなど、地方の消費者行政の安定的実施の妨げとなっている。ついては、財政的基盤の弱い地方公共団体が消費者行政を安定的に推進させるため、対象事業地方消費者行政強化交付金対象事業の要件緩和に加え、推進事業の活用期間の制限を撤廃すること。~~（南島原市）

（資料 1-2 参照）

（説明）

提言する（南島原市ほか全市）

- ・消費生活相談員の研修によっては相談員同士のグループ協議も多く、有効と考えるため、従来のオンデマンド研修の拡充は取り下げ、地方消費者行政強化交付金のうち推進事業の活用継続を要望することで、消費生活相談員の配置や育成、各種事業の安定的継続を目指すもの。

~~（２）消費生活相談のDX化について~~〔廃案〕（南島原市ほか全市）

~~消費者庁では消費生活相談DXアクションプラン2023を策定し、継続してシステム設計などの検討を進めているところであるが、消費生活相談員が現場で求めているものと乖離が生じないよう情報共有と意見交換に基づくものにする。~~

~~また、DX化に伴い、新たに生じる導入費用及びDX化後の維持費について、国において財政措置を講じること。~~（南島原市）

（説明）

提言しない（南島原市ほか全市）

- ・消費生活相談DXアクションプラン2023で示されたロードマップでは令和7年度以降の具体的な予定は示されていない。また、PIO-NETの刷新と運用は消費者庁が想定していたものとは乖離があり、暫定的な運用開始となる予定であることから今後ブラッシュ・アップ（テレフォニーシステム等）が必要となることが推測されるが、具体的な時期、内容は現時点で示されていないため取り下げるもの。（南島原市）

3. 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について〔継続1回〕

(1) 地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

(2) NBC（核・生物・化学）攻撃に対する対応策の整備について

NBC（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

4. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について〔継続4回〕

浄化槽設置にかかる市民の費用負担を軽減し、浄化槽の普及を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備に係る財政措置~~を~~を拡充~~を~~するため、以下の事項に努めるよう強く要請する。

また、浄化槽維持管理費に関しても下水道使用料との差があり、不公平が生じていることから、適正な浄化槽維持管理を実施してもらうための維持管理費に対する財政措置の制度を拡充すること。

(1) 少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業が実施されているが、当該事業における負担軽減の対象者は浄化槽設置者の一部に限定されることから、対象者を更に拡充すること。

(2) 浄化槽設置に対する財政措置にとどまらず、老朽化した浄化槽の更新費用に対しても財政措置を拡充すること。（佐世保市）

（資料 1-3 参照）

（説明）

提言する（佐世保市、長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市）

(1) 国の維持管理費補助（65 歳以上の 2 名以下の世帯に対する少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業）の対象者が浄化槽設置の一部に限定されることから、対象者の更なる拡充について、引き続き要望するもの。

(2) 国において現在の浄化槽設置に対する財政措置を行っているものの、設置費用に対する財政措置にとどまらず、経年劣化等により老朽化した浄化槽の更新（入替）費用に対しても財政措置を拡充するよう新たに要望するもの。（佐世保市）

5. 公共下水道への財政措置の拡大について〔継続1回〕

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を担う、極めて公共性の高い社会資本であり、下水道事業を計画的かつ継続的に遂行するためには、多額の費用と財源が必要である。

特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策は急務であるとともに、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の更新・維持管理費用の増大などにより経営環境は厳しさを増していることから、施設の広域化や維持管理の共同化等を進めることで、持続可能な事業環境を確保していく必要がある。

このような状況の中、下水道事業を計画的かつ継続的に進めていくためには、国の安定した財政支援が不可欠であることから、現行の国庫補助制度を堅持するとともに、防災・安全交付金等予算を十分に確保すること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策について基幹事業として下水道整備推進重点化事業として支援するとされているが、接続率の向上は施設の適正な維持管理を図る上で重要であるため、接続者に負担が生じている各戸排水設備の設置等について、下水道整備が完了した自治体とともに併せて、財政支援措置と拡充について講じること。

(資料1-4 参照)

6. 廃棄物処理対策の強化について〔継続3回〕

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とすること。

また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じる

こと。

- ② 一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に対する循環型社会形成推進交付金の交付要件は、二酸化炭素排出削減をするものに限定されており、延命化や施設の機能回復のための基幹的設備改良については交付の対象となっていない。

また、特にマテリアルリサイクル推進施設は、循環型社会の形成及び推進をしていくうえで重要な施設であることから、施設の延命化等の基幹的設備改良についても交付要件を緩和し財政措置の対象とすること。

- ③ 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意を得た中で、財源の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図ること。

(2) 循環型社会の構築について

- ① 小型家電再資源化における地域間格差の是正について

小型家電リサイクル制度による市町村から認定事業者への引渡しにおいて、全国的には有償で引き受ける事例が多い中、長崎県内特有の離島が多い等地理的な条件や廃プラスチック等残渣の処理費用の高騰により希少金属等の売却を上回る処理費用が生じる結果、逆有償での引渡しとなり、自治体の経済的負担が生じ、小型家電リサイクルの促進に支障をきたしている。

については、同じ小型家電のリサイクルに際して、有償で引き取られる地域との格差を是正するため、国又は製造者の責任による新たな補助制度等、逆有償となる自治体に経済的な負担が生じることのないような制度を創設すること。

- ② プラスチック資源の再商品化に対する支援制度の拡充について

プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る経費については、特別交付税措置を行ってもなお自治体の費用負担が過大となることから、更なる財政措置を講じること。

- ③ 再商品化製品の利用促進について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に対応したプラスチック資源のリサイクル等新たな品目のリサイクルや既存品目の資源化量の増加を図るうえで、処理費用が大きな支障となる。

処理費用は、処理後の再商品化製品の取引価格に左右され、再商品化製品の需要が高まることで、処理費用の低減につながる。

については、再商品化製品を原料として新たな製品を製造する者に対して原料の使用率の目標値を設定するなど、循環経済が成り立つ制度を構築し、再商品化製品の利用を促進すること。

7. 治水事業に対する財政措置等について〔継続3回〕

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。については、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を行うこと。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、~~令和6年度までの~~時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置「緊急浚渫推進事業」を進めている。また、災害の発生や拡大防止を目的として実施している河川改修などの地方単独事業を対象とした「緊急自然災害防止対策事業」についても、~~令和7年度までの~~時限措置として進めている。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、国においては、治水事業全般に対する自治体への継続的な財政措置を図ること。（諫早市）

（資料 1-5 参照）

（説明）

提言する（諫早市ほか全市）

- ・令和2年に創設された「緊急浚渫推進事業債」は令和6年度までの期限付き事業であったが、令和11年度まで延長されることとなっているため文言の修正を行うもの。（令和7年1月24日に召集された第217回通常国会で法案成立見込み）
- また、令和7年度には「緊急自然災害防止対策事業」の事業期間の延長も見込まれることから具体的な期限を文言から削除し、本提言について引き続き、時限措置ではなく継続的な財政措置（支援）を求めるもの。（諫早市）

8. 地方バス路線維持対策について〔継続5回〕

(1) 補助要件の緩和について

平成23年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、支援の充実が図られているが、地域間幹線系統路線及び地域内フィーダー系統路線の補助要件及び補助対象経費の緩和等、市町村が実施する路線撤退後の交通手段確保に対する財政措置の充実・強化を図ること。

また、地域内フィーダー系統確保維持改善事業の市区町村毎の国庫補助上限額の引上げ等補助要件の緩和を図ること。

(2) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築すること。

(3) 特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、~~地域公共交通確保維持改善事業における補助が受けられるよう特例措置を講じること。~~
「地域公共交通確保改善事業費補助金」の要件に関わらず、国境離島住民の生活を支えるバス路線の欠損補助制度を創設すること。

(4) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手が慢性的に不足している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、給与・労働条件の待遇改善や大型二種免許の取得など、運転手の確保、育成につながる支援制度を構築するの充実・強化を図ること。

(資料1-6参照)

(5) 乗合タクシー等の交通手段の確保に対する支援について

バス路線の撤退後など、地方自治体が地域の実情に応じて独自に運行する乗合タクシーなどの運営に必要な運行費用及び車両の導入・更新に係る費用に対し、現状に対応した既存補助制度の見直しや新たな国の補助制度を創設すること。(雲仙市)

(説明)

提言する(雲仙市ほか全市)

(3) 国境離島のバス路線維持を図るため、既存の「地域公共交通確保改善事業費補助金」要綱の見直しを求めてきたが、現状として、改善が行われていないため、有人国境離島法の趣旨に鑑みた新たな欠損補助制度の新設について要望することとし、一部文言

を修正するもの。
 (4) 既に国において、大型二種免許の取得に対する支援制度があるため、構築ではなく、
 充実・強化に修正するもの。(雲仙市)

9. 水道事業に対する財政措置の強化について〔継続1回〕

(1) 再構築更新事業及び耐震化事業について

近年の水道事業は、高度経済成長期に整備された管を含む施設が一斉に法定耐用年数を迎え、更新需要の増大が見込まれている。また、東日本大震災、熊本地震や宮崎県日向灘を震源とする地震能登半島地震など大規模地震が発生し、大きな被害をもたらしており、地震に備え、施設や管路の耐震化も喫緊の課題となっている。老朽化した施設の更新や耐震化については多額の費用を要し、人口減少に伴う収益減少等による厳しい財政状況等の理由から管路の経年化率は上昇する一方で、耐震化は思うように進んでいないのが現状である。このことから、水道基幹施設の再構築更新事業に対しについては、老朽管等の更新事業における交付要件の緩和及び補助率の向上、また耐震化事業においても重要施設配水管など交付金制度において一部拡充はされたものの、浄水施設・送水施設等を始め、老朽化した施設や管の更新事業を含めた、耐震化事業に対する補助採択基準の拡大更なる交付要件の緩和及び補助率の向上を行うこと。(平戸市)

(資料1-7参照)

(説明)

提言する(平戸市ほか全市)

- ・給水人口の減少や給水収益の減少及び法定耐用年数を経過した老朽施設の更新を迎える中、管路の耐震化及び更新は今後も継続し実施する必要がある。しかし、その更新需要に対する資金の確保が難しく、耐震化は思うように進んでいない状況である。耐震化事業に対する更なる交付要件の緩和及び必要な予算額の確保を行うため、引き続き、継続して提案するもの。(平戸市)

(2) 水道未普及地域解消事業について

本県の水道普及率は99.0%(令和4年度末時点)と高いものの、全域的に平地が少なく山間部に人家が散在する等、多くの条件不利地を抱えており、そこで暮らす住民は未だ水道を利用できず表流水や地下水等を水源とした不安定な飲料水に頼らざるを得ない生活を余儀なくされている。

このような水道未普及地域は、近年の異常気象や土砂災害、鳥獣被害等により水源の枯渇、水質悪化や管理住民の高齢化などに

より、水道施設の整備が必要となる事態に直面している。

については、厳しい財政状況にある市町の実情を考慮し、水道未普及地域の早期解消を図り、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資するため、水道未普及地域解消事業に対する補助採択基準の緩和及び補助率の向上について、特段の配慮がなされることを要請する。

10. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について〔継続3回〕

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

また、緊急自然災害防止対策事業債においては、市町村施工主体分についても対象事業として拡充されてはいるが、期限付きであるため、市町の継続した安定的な財源確保の観点から、新たな制度として確立されるよう格別な配慮がなされることを要請する。

(資料 1-8 参照)

11. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について〔継続3回〕

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

地域公共交通確保維持事業の離島航路運営費等補助においては、事前算定方式による内定制度が採用されているが、事前算定時には計上されていなかった船舶の突発的な故障等、想定外の経費についても、補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。

また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、ジェットフォイルや海上運送法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業などについて離島航路補助制度を適用するよう見直しを行うこと。

(2) 旅客運賃低廉化の対象拡大について

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）の対象地域に限らず全ての離島航路について JR 等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。

また、離島住民だけでなく、観光客など離島航路を利用するすべての者に運賃低廉化が適用されるよう制度の拡充を図ること。

(3) 貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、輸送コスト支援事業

の対象品目を増やすなど支援制度の拡大を図ること。

また、本土から離島へ生活物資などを輸送する際にも、貨物輸送運賃が低廉化されるよう新たな支援制度を創設すること。

(4) 貨物航路の安定的な運航について

ガソリン、プロパンガスなど住民の生活必需品を輸送する貨物航路について、航路変更又は廃止の場合における事前届け出の義務付けなど、航路の安定的運航の確保のために必要な法整備を行うこと。

(5) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットfoilは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットfoilは、船齢がいずれも30年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、~~厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットfoilの更新を行うことは困難な状況にある。~~

~~ジェットfoilの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、改正離島振興法に基づき、高速度で安定的に航行することができるものその他の船舶の新造及び更新にかかる支援制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。~~

この度、ジェットfoilの更新において、国・県・地元自治体の支援スキームが示されたが、厳しい経営環境にある航路事業者にとっては、今回示された補助率（航路事業者負担：1/2）では所有するジェットfoilの更新を行うことは非常に困難な状況にある。

ジェットfoilについては、島民の生活や交流人口の拡大にとって、非常に重要であることをご理解いただき、航路事業者が所有するジェットfoilの新船更新が促進されるよう、国の補助率の拡大など、更なる支援制度の創設を含め、航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。（五島市）

（説明）

提言する（五島市、長崎市、佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市）

- ・ジェットfoilの建造費は、建造当時の2倍以上にまで高騰しており、国・県・地元自治体による補助があっても、建造費の1/2については航路事業者負担となり、負担が非常に重い。

ジェットfoilの維持は島民の生活や交流人口の拡大にとって、非常に重要であり、航路事業者が所有するジェットfoilの新船更新が促進されるよう、更なる支援を求めるもの。（五島市）

(6) 有事における離島航路の維持について

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおける命綱であり、観光事業など島の経済活動にも必要不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 1-9 参照)

12. 離島航空路線の維持について〔更新〕(壱岐市、対馬市、五島市)

本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要な不可欠なものであることから、今般の**燃油高騰等における物価高**や新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。(壱岐市)

(資料 1-10 参照)

(説明)

提言する(壱岐市、対馬市、五島市)

- ・燃油高騰等における物価高や新型コロナウイルス感染症の影響に対して離島航空路については、国、県も対策を講じているところであるが、この経験を活かした有事の際の補助制度構築を要望するもの。(壱岐市)

13. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について〔継続 1 回〕

離島のガソリン価格については、平成 23 年度から離島のガソリン流通コスト対策事業による補助制度が設けられ、補助単価の見直しも行われているが、依然として本土との価格差が大きい状況が続いている。

離島のように自家用車に大きく依存している地域においては、島民生活において大きな負担となっている。また、産業経済活動においてもガソリン価格差によるコスト増を販売価格等に転嫁できないため、本土との厳しい競争を余儀なくされている。

こうした状況を鑑み、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮した上で、格差是正のための制度の見直しと、離島における揮発油税ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。

(資料 1-11 参照)

14. 半島航路の維持・確保について〔継続 3 回〕

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項につい

て特段の措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

減免額相当分に対する支援や、半島地域以外の対岸自治体への航路の確保維持に係る財政支援制度の創設などを行うこと。

(5) アフターコロナの旅行消費の掘り起こしを行うための施策の拡充

コロナで観光消費が落ち込んでいる半島地域に対する、食のブランド化の推進や旅行支援の造成など、地域の魅力の掘り起こしや来訪を促す施策の拡充を図ること。

(6) 燃油価格高騰の影響を受けている船舶事業者に対する公的支援の実施

燃油価格や物価高騰により運航コストが増大している船舶事業者に対し、事業継続を図るため公的支援を実施すること。

(資料 1-12 参照)

15. 世界遺産保護のための財政支援措置について〔継続 6 回〕

長崎県内には、平成 27 年に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と平成 30 年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の 2 つの世界遺産がある。

これら世界遺産の保護を万全なものにするため、世界遺産の構成資産の修復・公開・活用のための整備及びガイダンス施設等の整備に対し、優先的な財政支援措置を講じること。

(資料 1-13 参照)

16. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔継続 6 回〕

市街地再開発事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を

図るとともに、老朽建築物の建替えによる大震火災等の災害の抑制につながる
こととなり、地方都市における安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維
持・向上に寄与する一方で、財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮している
ため、必要な財源の確保を行うこと。

17. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援につ いて〔継続3回〕

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、昭和56年の新耐震基準
導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等について
は、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、
また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を
必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久
的な財政支援制度を新たに創設すること。

18. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃に ついて〔継続6回〕

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）
等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向け
た財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債
（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、インフラの長寿命化事業を対象とした公共施設等適正管理推進事
業債について、平成29年度から令和3年度までの時限措置が令和8年度まで
の5年間延長されたところだが、長寿命化事業は計画的・継続的な取り組みが
必要である。

このことから、早期に公共施設等適正管理推進事業債の期間を撤廃し、継続
的な長寿命化事業への取り組みが可能となるようにすること。

19. ふるさと納税に係る返礼品について

（1）ふるさと納税の返礼品の取り扱いについて〔新規〕（長崎市、佐世保市、島原 市、雲仙市）

ふるさと納税の返礼品の取り扱いにおいて、都道府県とその都道府県内の市
町村との間で、同一の返礼品を取り扱う事例が確認されている。

同一の返礼品の取り扱いについて、都道府県と市町村間におけるルール作り

を行うこと。（長崎市）

（説明）

提言する（長崎市、佐世保市、島原市、雲仙市）

・ふるさと納税制度の活用は、地方自治体の財源確保や地域産業の振興に寄与するものである。

本来、都道府県が制度に参入する目的は、広域的な観点において、都道府県単位で組成する特産品・ブランドやサービスを活かしながら、都道府県内全域の魅力発信・地域振興を図り、その効果を最大化することであると考ええる。

そこで、都道府県内全域における効果の最大化を図るため、都道府県と市町村間で同一の返礼品を取り扱う場合のルール作りを要望するもの。（長崎市）

（２）送料の経費率について〔継続５回〕

平成３１年４月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率５割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外すること。

20. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について〔継続１回〕

災害の激甚化・多発化により、避難所開設においては、より多くの避難所確保が求められている。また、地域の防災活動では行政のみならず、地域住民全体の取り組みによる自主防災組織の役割が重要となっている。

従来の公設避難所での受け入れに加え、地区所有の自治公民館など民間施設を自主防災組織の運営により避難所として活用できるように、避難所としての安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

21. 犯罪被害者等支援の充実について〔継続１回〕

国の犯罪被害者等給付金については、給付申請から給付までに時間がかかっていることから、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、早期に支給できるように、更なる運用改善を図ること。

22. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について〔継続６回〕

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取り組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進するため、次の事項について財政支援の拡充等を図ること。

- (1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年度にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が1,000以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。

- (2) 地方財政計画において、各自治体を実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。
- (3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

県内各市の償却資産(機械及び装置)とゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団 体 名	償却資産(機械及び装置) ※税額試算(1.4%)		ゴルフ場利用税交付金	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
長 崎 市	1,777,376	1,988,955	52,377	54,158
佐 世 保 市	1,231,341	1,233,852	42,054	40,403
島 原 市	204,018	199,534	0	0
諫 早 市	2,917,126	3,999,583	39,486	39,336
大 村 市	907,586	1,447,165	21,186	20,237
平 戸 市	212,137	213,752	0	0
松 浦 市	178,997	176,925	0	0
対 馬 市	284,362	308,153	0	0
壱 岐 市	153,469	159,176	2,236	2,134
五 島 市	366,315	355,445	4,905	4,497
西 海 市	346,103	337,696	29,622	31,018
雲 仙 市	248,298	241,524	11,154	10,276
南 島 原 市	160,774	173,263	7,315	7,606
県内13市の合計	8,987,902	10,835,023	210,335	209,665

※償却資産(機械及び装置)の、「税額試算」は令和4年度及び令和5年度の概要調書上の価格(課税標準額:県より)に1.4%を乗じたものである。
また、償却資産(機械及び装置)については、大臣・知事配分を合算している。

資料1-2

消費者行政の状況調査

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
推計人口(R6.4.1)	389,895	230,873	40,985	131,311	97,291	27,257	19,777	26,094	22,879	31,966	24,438	39,256	38,952
世帯数	185,617	102,670	17,000	54,909	41,391	11,718	8,577	12,167	9,378	15,973	10,934	15,380	15,672
(1)令和6年度消費者センター職員数(人)	26	9	3	6	6	2	2	3	1	5	2	5	7
(2) (1)うち、消費者行政に関する業務を行っている職員数(人)	11	9	3	6	6	2	2	2	1	2	2	4	6
(3) (2)うち、消費生活相談員数(人)	4	4	2	2	4	2	1	1	1	2	2	2	2
(4) (3)うち、資格保有者数(人) ※1	4	4	1	2	2	1	0	0	1	2	2	2	1
令和6年度消費者行政に関する予算額(正規職員の 人件費、計量行政費は除く)(千円)	45,122	15,726	8,323	15,081	16,380	7,450	6,784	4,757	5,271	8,256	7,343	9,557	7,762
特定財源:消費者庁基金(交付金)からの 充当等(千円)	7,557	639	884	334	6,258	35	443	189	817	3,874	119	3,653	587
(対予算の割合)	16.75%	4.06%	10.62%	2.21%	38.21%	0.47%	6.53%	3.97%	15.50%	46.92%	1.62%	38.22%	7.56%
うち消費者行政推進補助金により 相談員の人件費に充当する額(千 円)	0	0	0	0	4,873	0	0	0	0	3,564	0	2,649	0
(対予算の割合)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	29.75%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	43.17%	0.00%	27.72%	0.00%
一般財源(千円)	37,412	15,087	7,439	14,676	10,122	7,415	6,341	4,568	861	4,382	7,224	5,864	7,148
(対予算の割合)	82.91%	95.94%	89.38%	97.31%	61.79%	99.53%	93.47%	96.03%	16.33%	53.08%	98.38%	61.36%	92.09%
消費生活相談員報酬(含む共済費)(千円) 【補助金＋一財】	22,817	13,623	7,370	6,738	14,330	6,758	3,136	3,893	3,593	7,137	6,092	7,817	6,313
(対予算の割合)	50.57%	86.63%	88.55%	44.68%	87.48%	90.71%	46.23%	81.84%	68.17%	86.45%	82.96%	81.79%	81.33%
5年度相談件数(件)	2,948	1,795	133	743	792	209	152	42	101	258	85	266	263
4年度相談件数(件)	2,866	1,796	169	823	775	242	148	50	90	239	95	267	241

※1 資格とは、①消費生活相談員 ②消費生活専門相談員 ③消費生活アドバイザー ④消費生活コンサルタント を指す。

※2 壱岐市は、消費生活相談員報酬を消費者行政ではなく通常の人事予算から支出している。

令和5年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

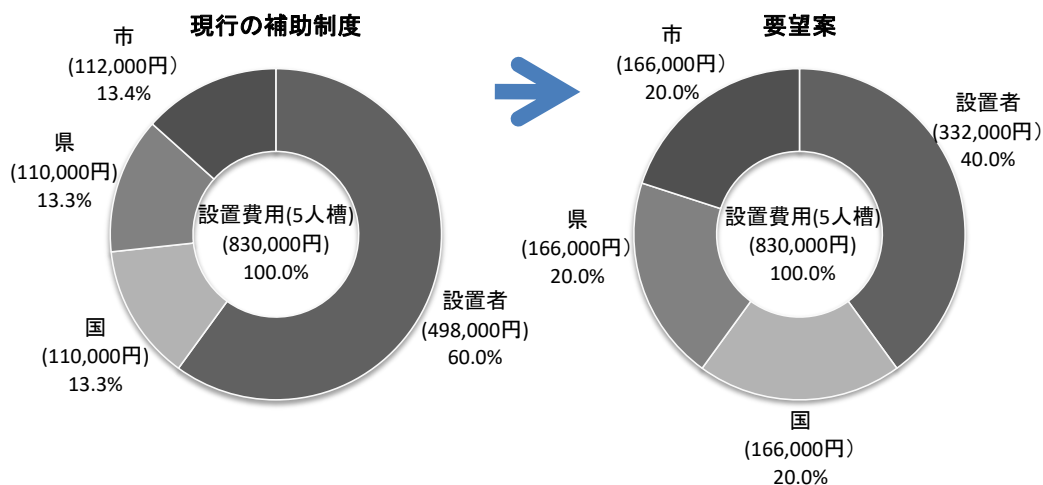
資料1-3

市名	浄化槽基数(R6.3.31現在)									令和5年度実績	
	住宅用途(基数)			住宅用途以外(基数)			合計			国庫補助 基数	国庫補助 対象経費 (千円)
		合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,761	2,441	320	459	322	137	3,220	2,763	457	16	5,856
佐世保市	13,517	10,310	3,207	1,994	1,075	919	15,511	11,385	4,126	184	81,512
島原市	7,052	6,277	775	1,179	955	224	8,231	7,232	999	434	301,925
諫早市	7,350	6,941	409	940	679	261	8,290	7,620	670	117	58,998
大村市	1,240	1,207	33	245	195	50	1,485	1,402	83	11	4,842
平戸市	3,729	3,091	638	665	415	250	4,394	3,506	888	75	32,376
松浦市	1,564	1,428	136	353	224	129	1,917	1,652	265	30	7,400
対馬市	2,029	1,839	190	323	107	216	2,352	1,946	406	33	19,209
壱岐市	2,614	2,494	120	343	275	68	2,957	2,769	188	60	16,502
五島市	9,009	7,496	1,513	1,004	491	513	10,013	7,987	2,026	244	145,186
西海市	2,526	2,445	81	640	517	123	3,166	2,962	204	21	7,518
雲仙市	3,518	3,251	267	541	390	151	4,059	3,641	418	100	55,503
南島原市	5,758	4,890	868	60	43	17	5,818	4,933	885	134	87,858
合計	62,667	54,110	8,557	8,746	5,688	3,058	71,413	59,798	11,615	1,459	824,685

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,370,000 円	822,000 円	182,000 円	182,000 円	184,000 円	548,000 円



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額(40% → 60%)

補助率(補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計	
			1年目	2年目以降	()は下水道使用料との差	
					1年目	2年目以降
5人槽	16,800	21,900	10,000	5,000	48,700 (27,838)	43,700 (22,838)
7人槽	16,700	24,400	10,000	5,000	51,100 (30,238)	46,100 (25,238)
10人槽	24,000	35,000	10,000	5,000	69,000 (48,138)	64,000 (43,138)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(R5年度)・・・年間約20,862円 水道局営業課業務係確認

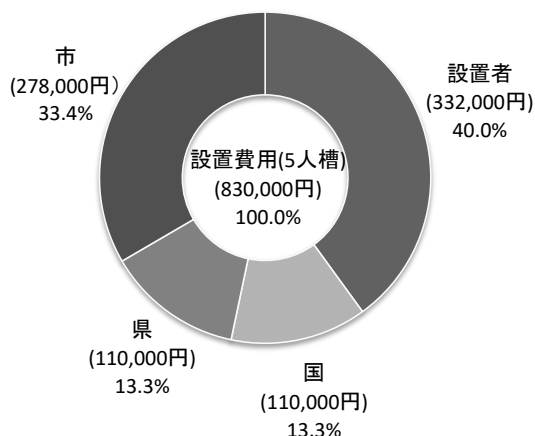
※維持管理費については、R5年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5～10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,370,000 円	548,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

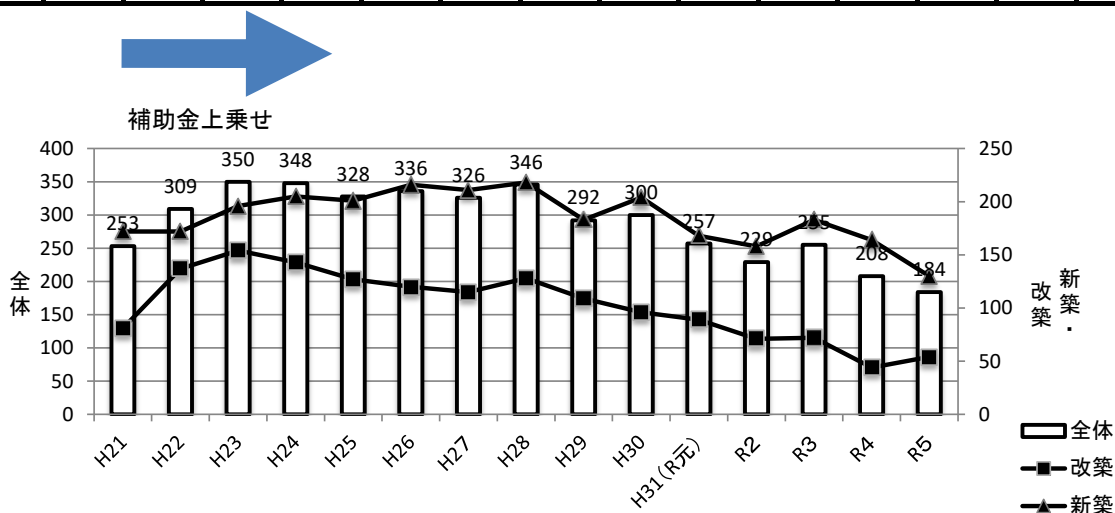
(単位:千円)

高度 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	526	402	263	201
6～7人槽	669	514	335	257
8～50人槽	859	654	430	327

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255	208	184
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72	44	54
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183	164	130



下水道計画区域外に設置されている合併浄化槽のうち設置後20年を経過した浄化槽(佐世保市)

佐世保市において、下水道計画区域外に設置されている合併浄化槽の基数は4,334基であり、設置後経過年数が20年を超えた浄化槽は、下表のとおりとなっている。

今後も、年間あたり約100基～150基程度、耐用年数を超えた浄化槽が出てくることとなる。

設置年度	H6以前	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
設置後経過年数	30年以上	29年	28年	27年	26年	25年	24年	23年	22年	21年	20年
設置基数	245	105	139	117	119	154	132	153	149	149	148

資料1-4

公共下水道事業概要(R6.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	393,052	234,504	42,163	133,670	99,124	28,290	20,722	27,416	23,995	33,861	25,285	40,935	41,186
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	371,559	143,374	計画廃止	91,034	89,628	未着手	5,127	未着手	3,301	計画廃止	3,404	13,491	5,390
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	361,645	133,017		78,561	88,206		3,895		2,176		2,439	9,143	3,511
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,912	4,211		3,437	2,933		424		188		136	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$	94.5	61.1		68.1	90.4		24.7		13.8		13.5	33.0	13.1
イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$	97.3	92.8		86.3	98.4		76.0		65.9		71.7	67.8	65.1
(6) 総事業費(千円)(J)	350,144,958	142,371,490		107,082,326	82,548,690		8,950,913		6,747,033		8,853,219	22,171,687	13,906,193
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	115,320,358	53,764,488		35,130,415	30,127,781		3,721,079		2,984,550		3,976,255	9,520,879	5,955,750
イ 企業債(千円)	185,806,753	73,967,540		53,890,466	41,913,004		4,242,500		3,070,500		4,067,983	9,983,400	5,699,900
ウ 受益者負担金(千円)	4,295,280	4,021,067		5,152,212	2,750,876		127,538		90,673		81,937	161,363	177,148
エ その他(千円)	44,722,567	10,618,395		12,909,233	7,757,029		859,796		601,310		727,044	2,506,045	2,073,395
同上のうち使途内訳													
ア 管きよ費(千円)	204,636,654	93,474,113		74,972,807	56,753,897		7,147,247		4,206,514		6,463,346	13,995,841	7,177,011
イ ポンプ場費(千円)	20,666,665	5,905,009		4,208,081	4,665,436				228,012			921,397	1,734,355
ウ 処理場費(千円)	109,986,438	40,658,783		21,637,108	20,513,137		1,770,801		2,293,187		2,389,873	6,824,872	3,921,077
エ 流域下水道建設費負担金(千円)				4,655,283	288,568								
オ その他(千円)	14,855,201	2,333,585		1,609,047	327,652		32,865		19,320			429,577	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	216,859,925	101,929,301		70,190,737	55,087,159		7,066,911		6,711,013		8,025,721	17,991,081	11,742,875
(8) 補助率 $K/J \times 100(\%)$	61.9	71.6		65.5	66.7		79.0		99.5		90.7	81.1	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	1,853	720		546	521		48		43		47	177	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	10	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力($m^3/日$)(L)	115,920	101,500		35,680	51,600		6,100		2,740		3,500	10,550	2,700

※算定根拠: 令和5年度決算統計(令和6年3月31日)

資料1-5

◎各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
長崎市	12	3	5,187	682
佐世保市	7	11	37,678	48,460
島原市	1	1	18,000	69,000
諫早市	42	40	79,362	75,837
大村市	7	11	120,000	73,000
平戸市	5	4	4,138	10,000
松浦市	4	6	712	2,143
対馬市	26	27	9,009	7,971
壱岐市	4	1	9,089	3,122
五島市	8	5	24,813	25,540
西海市	3	1	9,718	10,839
雲仙市	1	4	5,113	21,899
南島原市	27	24	171,452	129,772
計	147	138	494,271	478,265

※各市実績調査結果による。

資料1-6

令和5年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	8	0	0	0	10	103,395,863
2	佐世保市	2	22,153,000	0	0	6	25,516,000
3	島原市	0	0	1	1,121,000	14	17,897,000
4	諫早市	6	57,788,000	0	0	62	267,729,000
5	大村市	2	5,082,000	0	0	13	109,461,000
6	平戸市	3	59,276,000	0	0	3	34,135,000
7	松浦市	2	36,661,000	0	0	11	74,988,000
8	対馬市	3	60,003,536	2	4,629,799	26	95,837,218
9	壱岐市	0	0	1	2,045,000	30	74,965,000
10	五島市	3	19,041,459	0	0	25	76,387,541
11	西海市	1	4,337,661	0	0	9	84,569,339
12	雲仙市	1	699,000	0	0	20	33,662,000
13	南島原市	0	0	1	5,836,000	22	36,459,000
合計			265,041,656		13,631,799		1,035,001,961

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	31	27,745,114
2	佐世保市	2	4,208,186
3	島原市	0	0
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	29,993,911
8	対馬市	5	1,930,448
9	壱岐市	0	0
10	五島市	1	3,921,584
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		46	67,799,243

資料1-7

県内の水道管路の状況

	①上水道 管路延長(m)	②簡易水道 管路延長(m)	①+② ③合計(m)	④耐震適合 管路延長 (m)	④/③耐震 率 (%)
長崎市	2,596,955	—	2,596,955	530,408	20.4%
佐世保市	1,528,934	382,889	1,911,823	254,294	13.3%
島原市	346,627	15,176	361,803	187,739	51.9%
諫早市	1,008,426	41,165	1,049,591	294,735	28.1%
大村市	669,673	—	669,673	121,495	18.1%
平戸市	701,614	—	701,614	120,571	17.2%
松浦市	481,293	—	481,293	23,185	4.8%
対馬市	630,264	—	630,264	21,895	3.5%
壱岐市	793,303	—	793,303	4,216	0.5%
五島市	525,228	80,450	605,678	31,132	5.1%
西海市	664,011	32,139	696,150	27,168	3.9%
雲仙市	545,588	—	545,588	75,064	13.8%
南島原市	874,402	—	874,402	100,898	11.5%
合 計	11,366,318	551,819	11,918,137	1,792,800	15.0%

※ 令和4年度（令和5年3月末現在）長崎県水道事業概要より管路は導水管、送水管、配水管の計
 ※ 耐震適合管路延長（耐震管+耐震適合管）については、令和4年度決算による

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		令和4年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		令和5年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	36	県営	27	33	県営	26
			県費補助	9		県費補助	7
2	佐世保市	75	県営	44	79	県営	46
			県費補助	31		県費補助	33
3	諫早市	7	県営	1	8	県営	1
			県費補助	6		県費補助	7
4	大村市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
5	島原市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
6	松浦市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
7	対馬市	3	県営	3	3	県営	3
			県費補助	0		県費補助	0
8	壱岐市	5	県営	4	5	県営	4
			県費補助	1		県費補助	1
9	五島市	0	県営	0	1	県営	1
			県費補助	0		県費補助	0
10	平戸市	1	県営	0	0	県営	0
			県費補助	1		県費補助	0
11	南島原市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
12	雲仙市	0	県営	0		県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
13	西海市	2	県営	1	2	県営	1
			県費補助	1		県費補助	1
合計		129	県営	36	131	県営	36
			県費補助	18		県費補助	16

国内のジェットフォイル（22隻）

【川崎重工製】

**KJ01** 929-117 つばさ

建造: 1989年3月
運航: 佐渡汽船

**KJ02** 929-117 S.I. 友

建造: 1989年6月
運航: 東海汽船

**KJ03** 929-117 ビートル三世

建造: 1989年9月
運航: JR九州高速船

**KJ04** 929-117 ペガサス

建造: 1990年3月
運航: 九州商船

**KJ05** 929-117 ビートル

建造: 1990年4月
運航: JR九州高速船

**KJ06** 929-117 ロケット3

建造: 1990年7月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ07** 929-117 ペガサス2

建造: 1990年10月
運航: 九州商船

**KJ08** 929-117 ビートル二世

建造: 1991年2月
運航: JR九州高速船

**KJ09** 929-117 ヴィーナス

建造: 1991年3月
運航: 九州郵船

**KJ10** 929-117 すいせい

建造: 1991年4月
運航: 佐渡汽船

**KJ11** 929-117 レインボージェット

建造: 1991年6月
保有: 隠岐広域連合 運航: 隠岐汽船

**KJ12** 929-117 トッピー2

建造: 1992年4月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ13** 929-117 トッピー3

建造: 1995年3月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ14** 929-117 S.I. 大漁

建造: 1994年6月
運航: 東海汽船

**KJ15** 929-117 ロケット

建造: 1994年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ16** 929-117 S.I. 結

建造: 2020年6月
運航: 東海汽船

【ボーイング製】

**BJ11** 929-115 トッピー7

建造: 1978年6月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**BJ15** 929-115 ぎんが

建造: 1979年11月
運航: 佐渡汽船

**BJ17** 929-115 S.I. 愛

建造: 1980年8月
運航: 東海汽船

**BJ19** 929-115 S.I. 虹

建造: 1981年2月
川崎重工神戸工場にて上架中

**BJ23** 929-115 ロケット2

建造: 1984年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモ

**BJ25** 929-117 ヴィーナス2

建造: 1985年4月
運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

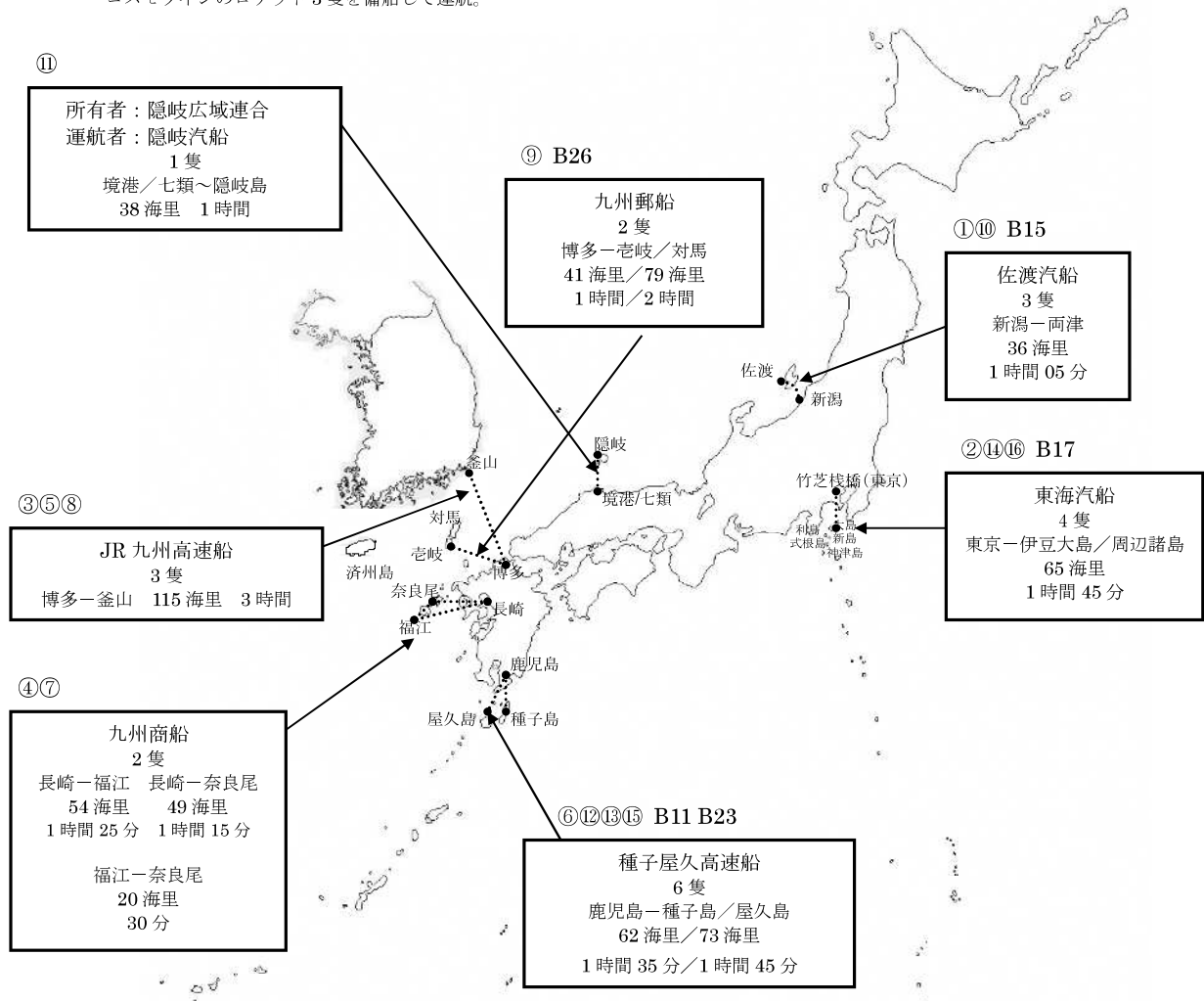
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989/04/26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013/03/14
③	JR九州高速船	ビートル三世	2001/03/21
④	九州商船	ベガさす	1990/03/06
⑤	JR九州高速船	ビートル	1998/04/02
⑥	種子屋久高速船	ロケット3	2006/04/18
⑦	九州商船	ベガさす2	1997/02/01
⑧	JR九州高速船	ビートル二世	1991/03/25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991/04/14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991/04/28
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	2014/01/07
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	1992/04/29
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	1995/04/29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014/12/25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004/10/15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020/06/30

ボーイング社建造ジェットフォイル

NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003/12月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986/01月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002/04月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020/08月
23	種子屋久高速船	ロケット2	2005/04月
26	九州郵船	ヴィーナス2	2000/12月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び
コスモラインのロケット3隻を傭船して運航。



オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	対馬－福岡	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	—	2	1	5	—	—	1 3
H28	4	—	1	8	5	—	—	1 8
H29	1 1	—	7	1 2	2	2	—	3 4
H30	1 8	—	6	6	5	6	2	4 3
R1	1 6	—	7	1 0	4	2	2	4 1
R2	4	2	1 0	1 2	3	5	5	4 1
R3	8	1	1 1	1 4	4	3	3	4 4
R4	9	5	0	1	8	2	2	2 7
R5	6	3	7	5	2	5	1	2 9
R6	2 1	8	1 2	7	1	2	0	5 1

※R6 は令和 6 年 12 月末時点

レギュラーガソリンの店頭小売価格の推移

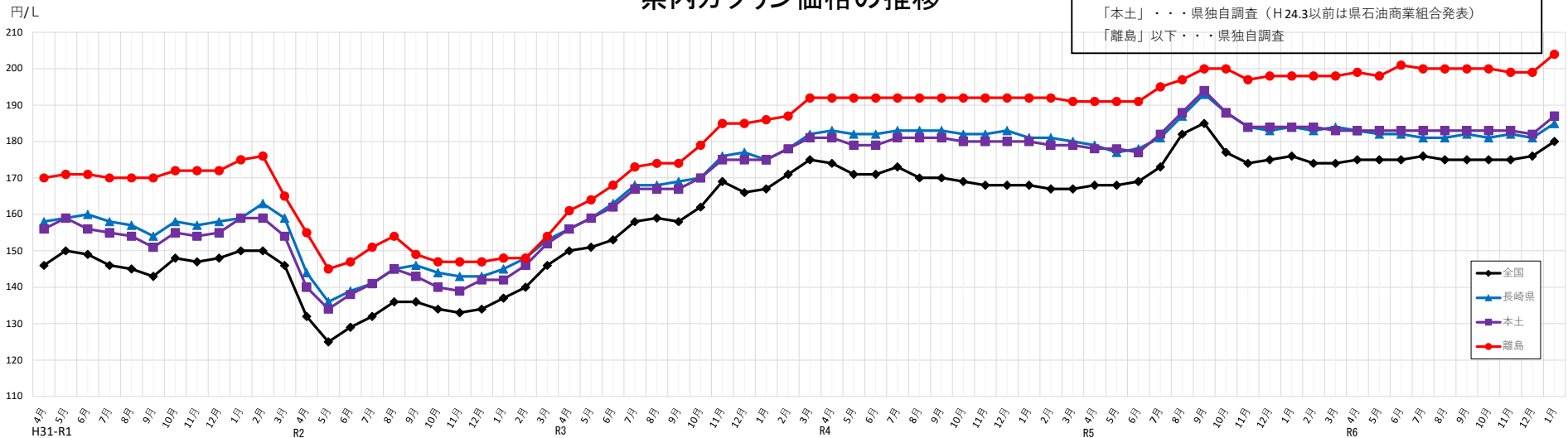
(単位:)

年度	平成31年度・令和元年度												令和2年度												令和3年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	146	150	149	146	145	143	148	147	148	150	150	146	132	125	129	132	136	136	134	133	134	137	140	146	150	151	153	158	159	158	162	169	166	167	171	175
長崎県	158	159	160	158	157	154	158	157	158	159	163	159	144	136	139	141	145	146	144	143	143	145	148	153	156	159	163	168	168	169	170	176	177	175	178	182
本土	156	159	156	155	154	151	155	154	155	159	159	154	140	134	138	141	145	143	140	139	142	142	146	152	156	159	162	167	167	167	170	175	175	175	178	181
離島	170	171	171	170	170	170	172	172	172	175	176	165	155	145	147	151	154	149	147	147	147	148	148	154	161	164	168	173	174	174	179	185	185	186	187	192
下五島	169	169	169	169	169	169	170	172	172	178	178	172	165	158	158	158	158	160	160	163	163	163	163	168	174	174	174	179	179	179	185	190	190	190	190	195
上五島	181	181	181	181	181	176	179	179	179	170	185	175	168	158	158	164	164	169	169	169	169	169	174	175	180	180	180	186	186	186	191	197	197	197	197	202
壱岐	165	167	166	166	166	165	168	169	170	175	175	167	162	151	153	154	157	159	159	159	159	162	163	169	173	173	176	180	180	180	187	190	190	191	191	195
対馬	171	172	174	171	171	171	173	172	172	172	172	156	139	129	133	141	146	128	123	121	121	121	121	129	139	147	155	159	163	163	166	175	175	175	179	186
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	
消費税 内税表示	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	

年度	令和4年度												令和5年度												令和6年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	174	171	171	173	170	170	169	168	168	168	167	167	168	168	169	173	182	185	177	174	175	176	174	174	175	175	175	176	175	175	175	176	180			
長崎県	183	182	182	183	183	183	182	182	183	181	181	180	179	177	178	181	187	193	188	184	183	184	183	184	183	182	182	181	181	182	181	182	181	185		
本土	181	179	179	181	181	181	180	180	180	180	179	179	178	178	177	182	188	194	188	184	184	184	184	183	183	183	183	183	183	183	183	183	182	187		
離島	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	191	191	191	191	195	197	200	200	197	198	198	198	198	199	198	201	200	200	200	199	199	199	204		
下五島	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	199	196	196	200	200	200	200	200	200	200	200	203	200	200	200	200	200	200	205		
上五島	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	202	208	213	203	203	203	203	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	212			
杵岐	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	189	189	189	191	194	198	206	199	199	200	200	200	200	204	200	200	200	200	200	196	196	196	201		
対馬	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	189	191	199	199	193	193	193	193	193	193	193	198	198	198	198	198	198	198	203		
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8			
消費税 内税表示	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%			

県内ガソリン価格の推移

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査



軽油の店頭小売価格の推移

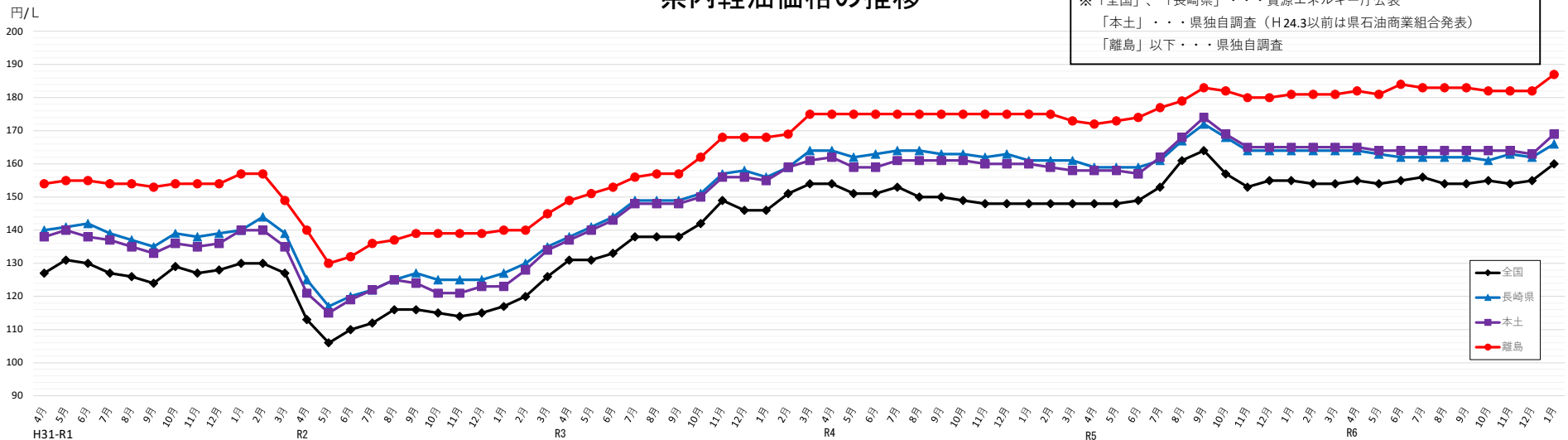
(単位: 円/L)

年度	平成31年度・令和元年度												令和2年度												令和3年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	127	131	130	127	126	124	129	127	128	130	130	127	113	106	110	112	116	116	115	114	115	117	120	126	131	131	133	138	138	138	142	149	146	146	151	154
長崎県	140	141	142	139	137	135	139	138	139	140	144	139	125	117	120	122	125	127	125	125	125	127	130	135	138	141	144	149	149	149	151	157	158	156	159	164
本土	138	140	138	137	135	133	136	135	136	140	140	135	121	115	119	122	125	124	121	121	123	123	128	134	137	140	143	148	148	148	150	156	156	155	159	161
離島	154	155	155	154	154	153	154	154	154	157	157	149	140	130	132	136	137	139	139	139	139	140	140	145	149	151	153	156	157	157	162	168	168	168	169	175
下五島	154	154	154	154	154	154	155	156	156	162	162	156	149	142	142	142	142	144	144	147	147	147	147	152	158	158	158	163	163	163	169	174	174	174	174	179
上五島	167	167	167	167	167	162	164	164	164	164	169	160	152	142	142	142	147	147	153	153	153	169	153	158	158	164	164	164	169	169	169	175	180	180	180	186
壱岐	148	150	148	148	148	147	149	147	150	155	153	148	145	133	135	136	139	141	141	141	159	144	145	151	155	155	158	162	162	162	169	172	172	173	173	177
対馬	153	154	156	153	153	153	154	153	153	153	153	140	126	116	120	128	128	128	128	128	121	128	128	132	135	139	143	144	146	146	148	157	157	157	161	167
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	
消費税 内税表示	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

年度	令和4年度												令和5年度												令和6年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	154	151	151	153	150	150	149	148	148	148	148	148	148	148	149	153	161	164	157	153	155	155	154	154	155	154	155	156	154	154	155	154	155	160		
長崎県	164	162	163	164	164	163	163	162	163	161	161	161	159	159	159	161	167	172	168	164	164	164	164	164	164	164	163	162	162	162	162	161	163	162	166	
本土	162	159	159	161	161	161	161	160	160	160	159	158	158	158	157	162	168	174	169	165	165	165	165	165	165	165	164	164	164	164	164	164	163	163	169	
離島	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	173	172	173	174	177	179	183	182	180	180	181	181	181	182	181	184	183	183	183	182	182	182	187		
下五島	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	177	179	179	183	182	182	185	184	184	184	184	184	184	184	184	186	184	184	184	184	184	191		
上五島	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	191	197	188	188	188	188	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191	196		
壱岐	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177	170	170	170	172	175	179	187	182	182	183	183	183	183	188	185	185	185	185	185	180	180	180	185		
対馬	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	169	171	179	179	174	174	174	174	174	174	174	179	179	179	179	179	179	179	184		
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1				
消費税 内税表示	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%			

県内軽油価格の推移

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査

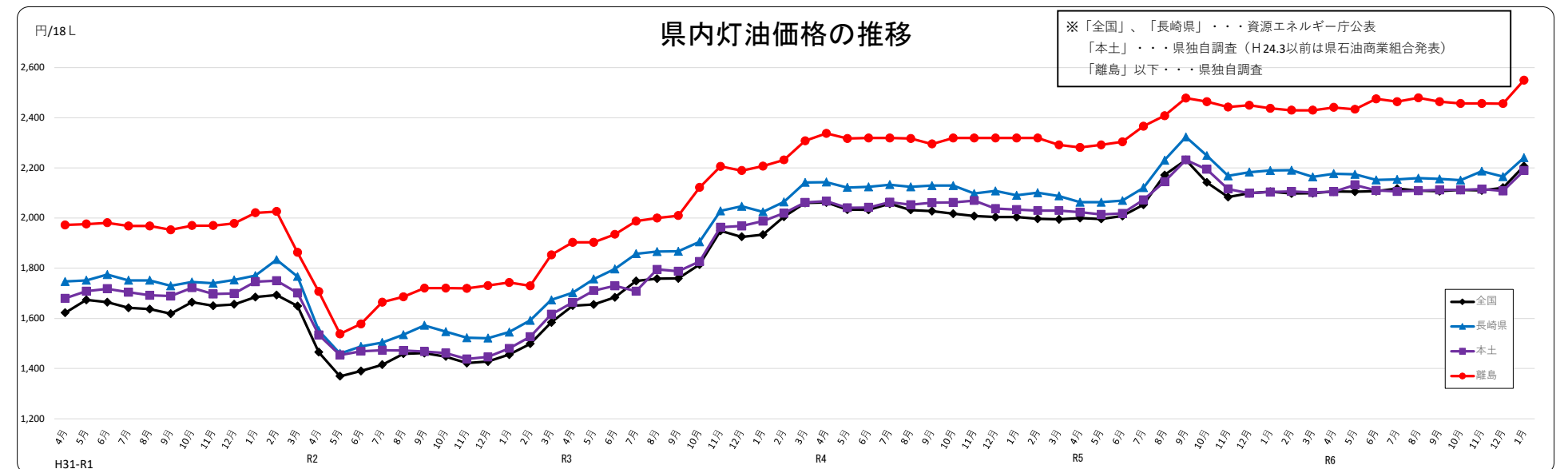


灯油の店頭小売価格の推移

(単位:円)

年度	平成31年度・令和元年度												令和2年度												令和3年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	1,622	1,674	1,665	1,642	1,637	1,619	1,665	1,650	1,656	1,685	1,693	1,649	1,465	1,369	1,390	1,415	1,459	1,461	1,448	1,422	1,428	1,455	1,499	1,584	1,651	1,655	1,684	1,749	1,758	1,759	1,814	1,949	1,925	1,934	2,005	2,060
長崎県	1,747	1,752	1,775	1,752	1,752	1,730	1,745	1,740	1,753	1,771	1,834	1,767	1,551	1,460	1,488	1,504	1,535	1,572	1,547	1,523	1,521	1,545	1,592	1,674	1,702	1,757	1,797	1,858	1,866	1,867	1,905	2,029	2,047	2,025	2,064	2,142
本土	1,680	1,708	1,718	1,704	1,692	1,689	1,722	1,697	1,699	1,746	1,750	1,701	1,534	1,454	1,469	1,473	1,472	1,468	1,461	1,438	1,446	1,480	1,527	1,616	1,663	1,711	1,730	1,708	1,795	1,788	1,827	1,963	1,968	1,988	2,019	2,062
離島	1,972	1,976	1,981	1,968	1,968	1,953	1,970	1,970	1,979	2,021	2,026	1,863	1,707	1,538	1,578	1,664	1,686	1,721	1,721	1,720	1,731	1,743	1,730	1,853	1,903	1,903	1,935	1,988	2,000	2,010	2,122	2,206	2,189	2,207	2,232	2,308
下五島	1,847	1,802	1,847	1,847	1,847	1,847	1,865	1,881	1,881	1,985	1,985	1,861	1,759	1,616	1,616	1,616	1,616	1,661	1,661	1,656	1,701	1,701	1,701	1,904	1,850	1,850	1,850	1,994	1,994	1,994	2,216	2,211	2,147	2,192	2,192	2,221
上五島	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,900	1,940	1,940	1,940	1,940	2,040	1,900	1,800	1,600	1,600	1,700	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,900	1,900	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,100	2,200	2,200	2,200	2,200	2,304
杵岐	1,980	2,016	1,989	1,989	1,989	1,980	1,980	1,980	2,016	2,088	2,061	1,971	1,890	1,710	1,737	1,764	1,809	1,854	1,854	1,854	1,854	1,899	1,799	2,052	2,124	2,124	2,179	2,250	2,250	2,250	2,376	2,430	2,430	2,457	2,457	2,529
対馬	2,040	2,058	2,058	2,025	2,023	2,023	2,043	2,033	2,033	2,027	2,027	1,780	1,520	1,350	1,440	1,617	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,670	1,760	1,760	1,807	1,807	1,837	1,863	1,897	2,054	2,054	2,054	2,120	2,220

年度	令和4年度												令和5年度												令和6年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	2,062	2,034	2,033	2,057	2,032	2,027	2,017	2,008	2,004	2,004	1,997	1,995	2,000	1,996	2,008	2,053	2,171	2,232	2,142	2,083	2,099	2,105	2,098	2,099	2,106	2,105	2,107	2,117	2,109	2,107	2,112	2,110	2,121	2,207		
長崎県	2,143	2,122	2,124	2,133	2,124	2,130	2,130	2,098	2,108	2,091	2,101	2,088	2,063	2,063	2,070	2,121	2,230	2,323	2,249	2,168	2,183	2,190	2,191	2,164	2,177	2,174	2,152	2,154	2,159	2,156	2,151	2,187	2,165	2,240		
本土	2,067	2,041	2,042	2,063	2,053	2,061	2,062	2,070	2,038	2,034	2,030	2,030	2,024	2,014	2,018	2,072	2,145	2,232	2,194	2,116	2,099	2,104	2,106	2,102	2,105	2,132	2,110	2,106	2,109	2,112	2,112	2,115	2,108	2,189		
離島	2,338	2,317	2,319	2,319	2,317	2,295	2,319	2,319	2,319	2,319	2,319	2,292	2,281	2,292	2,304	2,366	2,408	2,478	2,464	2,443	2,450	2,437	2,430	2,430	2,441	2,434	2,475	2,464	2,479	2,464	2,457	2,457	2,456	2,550		
下五島	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,221	2,266	2,266	2,362	2,349	2,349	2,419	2,410	2,410	2,410	2,381	2,381	2,381	2,381	2,426	2,381	2,381	2,381	2,381	2,381	2,381	2,475		
上五島	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,400	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,500		
杵岐	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,421	2,421	2,421	2,466	2,511	2,583	2,727	2,601	2,601	2,628	2,628	2,628	2,628	2,673	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646	2,619	2,619	2,619	2,709		
対馬	2,270	2,213	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,260	2,300	2,390	2,390	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340	2,420	2,420	2,460	2,420	2,420	2,420	2,417	2,510		



半島航路の維持・確保について



明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	萩反射炉	山口県萩市
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	〃
3	大板山たたら製鉄遺跡	〃
4	萩城下町	〃
5	松下村塾	〃
6	旧集成館	鹿児島県鹿児島市
7	寺山炭窯跡	〃
8	関吉の疎水溝	〃
9	韭山反射炉	静岡県伊豆の国市
10	橋野鉄鉱山・高炉跡	岩手県釜石市
11	三重津海軍所跡	佐賀県佐賀市
12	小菅修船場跡	長崎県長崎市
13	三菱長崎造船所第三船渠	〃
14	三菱長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン	〃
15	三菱長崎造船所旧木型場	〃
16	三菱長崎造船所占勝閣	〃
17	高島炭坑	〃
18	端島炭坑	〃
19	旧グラバー住宅	〃
20	三池炭鉱・三池港	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市
21	三角西(旧)港	熊本県宇城市
22	官営八幡製鐵所	福岡県北九州市
23	遠賀川水源地ポンプ室	福岡県中間市

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	原城跡	長崎県南島原市
2	平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）	長崎県平戸市
3	平戸の聖地と集落（中江ノ島）	長崎県平戸市
4	天草の崎津集落	熊本県天草市
5	外海の出津集落	長崎県長崎市
6	外海の大野集落	長崎県長崎市
7	黒島の集落	長崎県佐世保市
8	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小値賀町
9	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
10	久賀島の集落	長崎県五島市
11	奈留島の江上集落 （江上天主堂とその周辺）	長崎県五島市
12	大浦天主堂	長崎県長崎市

第2号議案

国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 医療保険制度改革について〔継続1回〕

(1) 国民健康保険制度について

現在の国民健康保険の構造的課題に対応し、国民健康保険制度の将来的な安定化を図るため、都道府県と市町村の役割をはじめとする国民健康保険の運営について、引き続き市町村の意見を十分聞きながら、具体的な調整を行うこと。また、以前、国において、医療費適正化インセンティブ機能を強化する方向性が示され、既往の普通調整交付金の役割や配分方法を見直す検討がされていたが、今後もこれを見直すことなく必要な財政支援を行ったうえで、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

あわせて、今後も引き続き国民健康保険制度のあり方について、地方との協議により見直しを行い、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(2) 高齢者医療制度について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

(3) 低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に見直し、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。また、平成22年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

2. 国民健康保険制度に係る財政措置等について〔継続 1 回〕

(1) 新たな財政措置について

将来にわたり国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、被保険者数や所得の減少など極めて厳しい状況にある国保財政に対し、都道府県化に伴う公費の確実な投入に加え、保険税(料)軽減につながる新たな制度や財源などの財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、必要な財政措置を講じること。

また、制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

~~-(2) 国民健康保険税(料)における賦課・徴収制度について~~〔廃案〕

(島原市、長崎市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、南島原市)

~~現行の国民健康保険制度にあつては、保険税(料)は被保険者の住民基本台帳に記載された世帯主に賦課されることから、世帯主以外の被保険者に高額収入がある場合、世帯主の租税負担能力以上の賦課や高額滞納案件に繋がるケースが見受けられる。~~

~~税負担の公平性の観点から、収入・財産がある世帯主以外の被保険者に対する賦課・徴収ができるような制度改正を行うこと。~~

提言しない(島原市、長崎市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、南島原市)

・令和 6 年 12 月 27 日保発 1227 第 5 号において、制度が一部改正されたことにより、取り下げるもの。

~~-(3)~~ (2) 治療用装具療養費委任払いについて

現在、治療用装具についての保険給付は償還払いとなっているが、高額な製作費用が足枷となって治療を断念または中止することの阻止及び被保険者の利便性向上のため、治療用装具療養費委任払いの実施に向け、法制度の見直しも含めた制度設計を行うこと。

3. 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて〔継続 1 回〕

特定健康診査・特定保健指導の実施に係る費用については、実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

第3号議案

地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療提供体制の確保について〔継続2回〕

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に離島や過疎地域などにおいては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じること。

(資料 3-1 参照)

(2) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の医療を提供していることから経営状況が悪化している。

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つよう

に診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに地方交付税所要額を確保すること。

(3) 救急医療対策等に対する地方交付税所要額等の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

また、病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、総合周産期母子医療センターは、24 時間体制で高度な周産期医療を提供するほか、地域の周産期医療機関との連携及び周産期医療を担う医師の人材育成などの重要な役割を担っているため、それらの医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

さらに、病床の機能分化・連携の促進や在宅医療・介護サービスの充実などを行うための事業は、今後一層必要性が高まることから、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金についても、その所要額を確保すること。

(4) 感染症対策についてを含めた健康危機全般に対応できる保健所体制の確保について

① ~~健康危機全般に対応できる保健所体制の確保について~~

保健所は住民生活と健康を守る公衆衛生の拠点であり、各行政機関、地域の医師会、関係医療機関との協力体制を堅持する上でも中心となる重要な機関であることから、新たな感染症等の流行はもちろん、災害等の分野も含めた健康危機全般によって保健所の業務が増大した場合等にあっても、保健所が機能不全に陥らないよう関係機関との人的支援を含めた協力体制を構築すること。あわせて、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健師や臨床検査技師などの必要な人員の増員等を含めた体制強化のための財政支援の拡充を図ること。

(5) 新型コロナウイルスワクチンの定期接種の費用について〔新規〕(長崎市、佐世保市、対馬市、西海市)

新型コロナウイルスワクチンの定期接種を安定的に実施するため、次の事項について強く要請する。

① 接種費用の財政支援確保について

令和 6 年度から定期接種化された新型コロナウイルスワクチンについては、令和 6 年度の接種費用に対して助成金が支給されているが、予防接種費用が高額であることから、引き続き助成金を確保すること。

② 接種費用標準額の見直しについて

令和6年度及び令和7年度の接種費用については標準額が示されており、多くの自治体が標準額で接種を実施しているが、標準額のうち予診費用は臨時接種の際に示された積算の方法と異なっていることから、臨時接種と同じ積算で見直すこと。（長崎市）

（説明）

提言する（長崎市、佐世保市、対馬市、西海市）

（1）接種費用の財政支援確保について

国から示された令和6年度定期接種の標準額では接種費用は1回あたり15,300円となっており、そのうち国が助成金として、1回あたり8,300円、長崎市においては4億9,000万円が支給されることとなっている。令和7年度の標準額は15,600円と示されたものの、助成金の有無については現時点では未定であり、助成金がなければ市の負担が3億9,000万円増となり、安定的な接種の実施のためには助成金が必要不可欠であるため、要望するもの。

（2）接種費用標準額の見直しについて

令和5年度の臨時接種では、手技料のうち、予診費用を医科点数（診療報酬）の初診料（2,880円）の75%と再診料（730円）の25%の合計額2,340円と国が積算している。これに対し、国が示した令和6年度の定期接種の標準額では、予診費用は初診料の100%の2,880円となっている。また、令和7年度の予診費用も初診料の100%の2,910円となっており、臨時接種時の積算方法と比べ、令和7年度における市の一般財源は2,800万円の増となる。

臨時接種では接種対象者の通院割合を考慮して予診費用を積算しているのに対し、令和6年度からの定期接種では通院割合が考慮されていないことから、臨時接種の積算方法が適切と考え、要望するもの。

なお、定期接種の標準額のうち、手技料の内訳（予診費用等）は国から示されておらず、長崎市が厚生労働省に直接聞き取りしたもの。（長崎市）

2. がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について〔継続4回〕

がん患者に対するアピアランスケアについては、診療連携拠点病院等との連携による相談支援体制の充実や情報提供等が進められてきているが、がん患者がかつらや乳房補整具等のケア用品を購入する際の費用助成についても、国において支援措置を講じること。

従業地別医師数・施設数

医療圏区分別	人口	医師数 (実数)	人口10万人対率	内医療施設従業 地別医師数	施設数			
					病院	一般診療所	有床	無床
長崎医療圏	479,899	2,256	470.1	2,116	51	589	60	529
佐世保北医療圏	290,339	813	280.0	786	35	260	51	209
県央医療圏	262,608	883	336.2	849	32	249	51	198
県南医療圏	118,418	246	207.7	236	16	113	23	90
五島医療圏	31,835	76	238.7	72	4	38	7	31
上五島医療圏	17,762	36	202.7	35	1	22	1	21
壱岐医療圏	22,660	51	225.1	48	5	15	0	15
対馬医療圏	25,912	63	243.1	61	2	34	1	33
長崎県合計	1,249,433	4,424	354.1	4,203	146	1,320	194	1,126
全国		339,623	269.2					

※厚生労働省 令和4年医師・歯科医師・薬剤師統計(R4.12.31現在)より抜粋

厚生労働省 令和5年医療施設(生態・動態)調査(R5.10.1現在)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第4号議案

子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

だれもが地域の一員としてともに生きる社会の実現を図るため、安心して子どもを産み育てる環境づくりをはじめとする福祉施策の充実強化に関し、国の責任において次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 子ども・子育て施策の充実強化について〔継続4回〕

(1) 子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

(2) 妊産婦医療費助成制度の創設について

だれもが安心して妊娠し出産できる環境づくりを国が責任をもって行うこととし、妊産婦への医療費の助成について国の制度として創設すること。

(3) 保育所等への看護師の配置について

保育所等における医療的ケア児の受入れ体制の整備に対する財政措置に加え、保育業務を兼務しない、看護業務専任の看護師を配置するための運営費の加算措置を講ずること。

(4) 地域型保育事業における運営費の定員定額制度の導入について〔新規〕（五島市、長崎市、島原市、西海市）

人口減少地域での保育施設の維持、存続を図るため、小規模保育事業等の地域型保育事業においては、安定的、持続的な運営を可能とするため、運営費の給付方式を在籍児童数によらず、定員定額による給付とするよう制度の見直しを行うこと。（五島市）

(説明)

提言する（五島市、長崎市、島原市、西海市）

- ・民間が保育所の運営を継続できない、または新たに参入できない理由として、在籍児童数で公定価格に基づく国からの給付費が上下する現在の「積み上げ方式」が大きな要因である。
- ・保育施設を運営するためには、最低でも常勤6名（施設長1名、主任保育士1名、保育士3名、調理員1名）、非常勤2～3名（保育士等代替え）の職員が必要であり、安定的な運営のためには、そのほかの経費を含め一定額が約束された給付制度の創設が必要である。
- ・持続可能な地域社会の存続と活力ある地域づくりには、子育て施設の存在は不可欠であることから、人口の減少が特に顕著な離島や過疎地域における地域型保育事業を対象とした定員定額制による給付制度の実現を強く望むもの。（五島市）

（4-5）放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう強く要請する。

- ① 父母がいない児童、母子・父子家庭児童及び低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ② 小規模なクラブへの支援の拡充を行うこと。
- ③ 借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前から運営していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。

（5-6）保育料の完全無償化について

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、自治体間によって差異があることは望ましくないため、国の制度として保育料の完全無償化を実施すること。

2. 福祉施策等の充実強化について〔継続1回〕

（1）生活保護制度の費用負担について

生活保護に係る費用負担については、憲法に基づき、国が保障する事項であることから、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講ずること。

(2) 民生委員・児童委員の担い手の確保について

急速な高齢化や単身世帯の増加などにより、民生委員・児童委員の担うべき役割は増加しているが、委員自身の高齢化や委員活動の負担増、制度周知不足などから全国的に担い手の確保が難しい状況にあるため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

- ① 活動費について、1人あたり60,200円の交付税措置がなされているが、民生委員・児童委員の負担を考慮し、現状に見合った活動費の抜本的な見直しを行うなど、必要な対策を講じること。
- ② 民生委員・児童委員制度への理解を深め協力を得られるよう、積極的な啓発活動を行うこと。また、企業等に対して、労働者の委員就任など、積極的に協力できる職場の環境づくりに配慮するよう働きかけること。
- ③ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりのため、国において活動の基準を定めること。また、個人情報扱う際の取扱基準等を定めること。

(資料4-1 参照)

(3) インボイス制度導入におけるシルバー人材センターへの適切な措置について

令和5年10月から導入された「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)により、消費税の仕入額控除の取扱いが変更となったが、このことが収支相償を原則とするシルバー人材センターの運営やこれまで課税売上高1千万円以下の個人事業主として納税義務免除とされてきたセンター会員の活動に大きな影響を及ぼすことが見込まれることから、その公共性・公益性を十分踏まえ、安定的な事業運営となるよう適切な措置を講ずること。

3. 障害者福祉施策の充実強化について [継続3回]

(1) 地域生活支援事業に係る財政支援の強化について

地域生活支援事業については、県内全市において市負担額が本来の負担率を超える超過負担が生じており、安定した事業実施を担保するため、市町村の所要額を把握し、その総額に応じた国庫補助となるよう見直しや財源確保を行うとともに、市町村それぞれの実情に応じた必要な取り組みが十分に実施できるよう、財政支援を強化すること。

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びストマ装具給付については、利用者数が多く全国一律に保障すべき事業であるため、現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。

(資料4-2 参照)

資料4-1

民生委員・児童委員推薦状況(R6.12.1現在)

市町名	定数			充足数			欠員数		
	計	一般	主任	計	一般	主任	計	一般	主任
長崎市	1,012	921	91	960	873	87	52	48	4
佐世保市	628	560	68	605	538	67	23	22	1
島原市	110	96	14	106	92	14	4	4	0
諫早市	322	290	32	306	274	32	16	16	0
大村市	191	179	12	168	156	12	23	23	0
平戸市	121	101	20	121	101	20	0	0	0
松浦市	94	82	12	92	80	12	2	2	0
対馬市	137	124	13	129	116	13	8	8	0
壱岐市	95	87	8	91	83	8	4	4	0
五島市	168	146	22	152	133	19	16	13	3
西海市	109	99	10	109	99	10	0	0	0
雲仙市	136	122	14	136	122	14	0	0	0
南島原市	147	131	16	146	130	16	1	1	0
市 計	3,270	2,938	332	3,121	2,797	324	149	141	8
計(長崎市・佐世保市 除く)	1,630	1,457	173	1,556	1,386	170	74	71	3
県 計	3,270	2,938	332	3,121	2,797	324	149	141	8

令和5年度 地域生活支援事業費(実績)

市 名	事業費負担内訳							負担超過額※	事業費の内、自立支援給付へ要望する事業				
	事業費	国 費	負担割合(%)	県 費	負担割合(%)	市 費	負担割合(%)	市の負担率(事業費の1/4)との差額	計	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス	ストマ装具給付
長崎市	356,556,002	107,898,000	30.3%	53,948,000	15.1%	194,710,002	54.6%	105,571,001	241,642,364	130,756,708	1,005,190	12,061,780	97,818,686
佐世保市	127,775,227	35,409,000	27.7%	17,946,000	14.0%	74,420,227	58.2%	42,476,420	86,683,755	7,916,275	2,783,560	8,828,750	67,155,170
島原市	34,080,095	10,700,000	31.4%	5,350,000	15.7%	18,030,095	52.9%	9,510,071	20,599,632	3,949,440	140,439	5,720,400	10,789,353
諫早市	84,436,987	26,020,000	30.8%	13,010,000	15.4%	45,406,987	53.8%	24,297,740	53,300,460	8,771,020	12,546,108	1,231,400	30,751,932
大村市	84,473,358	23,729,000	28.1%	11,864,000	14.0%	48,880,358	57.9%	27,762,018	25,334,111	6,009,293	6,280,129	0	13,044,689
平戸市	39,467,277	13,981,000	35.4%	6,990,000	17.7%	18,496,277	46.9%	8,629,458	25,429,957	17,119,306	0	517,500	7,793,151
松浦市	24,611,931	8,919,000	36.2%	4,459,000	18.1%	11,233,931	45.6%	5,080,948	20,541,204	13,536,220	395,919	1,875,000	4,734,065
対馬市	49,979,901	14,899,000	29.8%	7,449,000	14.9%	27,631,901	55.3%	15,136,926	29,248,722	18,352,692	1,986,190	2,137,500	6,772,340
杵岐市	70,896,028	20,371,000	28.7%	10,185,000	14.4%	40,340,028	56.9%	22,616,021	66,869,681	28,669,215	32,009,200	1,400,000	4,791,266
五島市	47,028,727	12,123,000	25.8%	6,061,000	12.9%	28,844,727	61.3%	17,087,545	9,445,700	1,013,500	1,959,930	0	6,472,270
西海市	14,599,314	4,990,000	34.2%	2,495,000	17.1%	7,114,314	48.7%	3,464,485	8,740,358	282,915	1,611,477	662,500	6,183,466
雲仙市	49,224,658	14,700,000	29.9%	7,350,000	14.9%	27,174,658	55.2%	14,868,493	22,583,708	12,714,865	1,662,785	0	8,206,058
南島原市	35,381,369	10,848,000	30.7%	5,529,000	15.6%	19,004,369	53.7%	10,159,027	14,890,622	1,220,640	646,725	3,659,610	9,363,647
合 計	1,018,510,874	304,587,000	29.9%	152,636,000	15.0%	561,287,874	55.1%	306,660,153	625,310,274	250,312,089	63,027,652	38,094,440	273,876,093

※地域生活支援事業の「負担超過額」は、国(50/100)、県(25/100)の補助を基準として算定。

第5号議案

介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

1. 第1号被保険者の保険料について〔継続1回〕

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料5-1 参照)

2. 介護従事者の人材確保について〔継続1回〕

人口減少、少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少と介護ニーズが高い後期高齢者数の増加が見込まれるが、介護の現場では慢性的な介護従事者の人材不足による介護サービス提供体制の確保への影響やサービスの質の低下が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策に加えて、介護ロボット・ICTの導入による負担軽減、外国人材の受入れ及び介護事業者指定申請手続の簡素化などの支援を確実に実施すること。

(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市ほか全市)

- ・令和6年秋の提言を受けた県からの指摘内容を県担当課に確認したところ、市からの提言の趣旨と齟齬があることが判明したため、手続き名称を具体的に記載することとしたもの。

(長崎市)

資料5-1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第8期 (R3～R5)	段階数	第9期 (R6～R8)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	13	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,817	13	△ 0.1 %
諫早市	5,970	9	5,970	13	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	13	0.0 %
平戸市	5,875	9	5,508	13	△ 6.2 %
松浦市	5,700	11	5,500	13	△ 3.5 %
対馬市	6,400	10	6,500	14	1.6 %
壱岐市	6,490	9	6,490	13	0.0 %
五島市	6,660	9	6,780	13	1.8 %
西海市	5,925	9	5,925	13	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	9	6,300	13	△ 3.1 %
平均	6,177	－	6,126	－	△ 0.8 %

第6号議案

生活環境の保全・整備等の充実に関する提言

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 新しい地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の制度改正について〔新規〕（長崎市ほか全市）

新しい地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の「避難所の生活環境改善」においては、10万円以上の資機材が対象となっているが、長期間保管ができる備蓄食料及び生活必需品についても対象になるよう制度を改正すること。

また、備蓄食料及び生活必需品の現物備蓄は、計画的及び継続的に実施する必要があるため、継続的な財政措置を図ること。（長崎市）

（説明）

提言する（長崎市ほか全市）

防災・減災施策の一環として「避難所の生活環境改善」が掲げられ、環境改善に必要な資機材についての交付金「新しい地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」が、補正予算に盛り込まれたが、防災用の備蓄品であっても、水、食料、使い捨て携帯トイレ、毛布等の消耗品類は対象外となっている。

長期間保管ができる備蓄食料や生活必需品については現物備蓄と流通備蓄で確保しているが、地震等多くの避難者が想定される場合の、食料及び生活必需品について、現物備蓄で整備するには負担が大きい。

毎年と言っていいほど、豪雨災害や地震をはじめとした災害に見舞われ、これらの災害の教訓からも災害対策の強化に努めることの必要性を再認識しており、政府により地方自治体に対し災害備蓄状況の定期的な公表を義務付け、各自治体の備蓄状況を透明化し、災害時の避難生活の環境改善を進める方針も示されたことから、備蓄食糧や生活必需品の備蓄拡充のため、長期間保管ができる備蓄食料や生活必需品などの消耗品類についても交付の対象としていただきたく制度の改正を希望するもの。（長崎市）

1-2. 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について〔更新〕（島原市、雲仙市、南島原市）

九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙・普賢岳の観測・研究体制の強化と火山に関する専門人材の継続的な確保に向けた支援措置を講じるとともに、ジオパークを核とした産業振興のため同センターの存続を図ること。（島原市）

(説明)

提言する（島原市、雲仙市、南島原市）

- ・九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター（九州大学地震火山観測研究センター）は、平成2年に始まった雲仙・普賢岳の噴火以降、雲仙岳に係る火山の観測・研究及び火山防災・教育の推進に多大なる尽力をいただいているが、依然として、雲仙・普賢岳溶岩ドームが不安定な状態で存在する現状から、直下型地震が発生した場合、溶岩ドーム崩壊につながることを危惧しており、火山観測体制強化の必要性及び現地対応の重要性が認識されている。

また、近年、活動火山において大規模噴火の可能性が指摘されるなど、火山活動が活発化した際の備えが急務となっており、活動火山対策特別措置法においても、火山に関する専門人材の継続的な確保が求められている。

併せて、令和4年度に再認定を受けたユネスコ世界ジオパークの活動に際しては、平素より九州大学地震火山観測研究センターに多大なる貢献をいただいておりますが、ジオパークの質の保証と維持・発展には、今後も引き続き、地質学や火山学といった学術情報の提供や防災に関する指導、助言が不可欠であることから、国への働きかけ及び特段の措置が講じられるよう強く要望するもの。（島原市）

第7号議案

九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 7-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について〔継続2回〕

九州新幹線西九州ルートに関しては、武雄温泉～長崎間が令和4年9月23日に開業を迎えたものの、新鳥栖～武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について特段の配慮をすること。

- (1) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して、地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示すこと。
- (2) 新鳥栖～武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。
- (3) 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業を機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ新幹線開業効果を波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。

2. 県下幹線鉄道の整備改善について〔継続2回〕

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めること。

- (1) 西九州ルートの全線フル規格を進めていく場合は、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
- (2) 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の推進を行うこと。

- (3) 西九州新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。

3. 地域鉄道に対する支援策の充実について〔継続2回〕

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況となっている。

また、地域鉄道においては、慢性的な運転士不足により、ダイヤ削減が行われるなど、運行の維持が難しい状況に陥っている。

施設整備の補助制度においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されたところであるが、引き続き、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保されるとともに鉄道運転士不足の解消に向け、次の事項の実現に努めること。

- (1) 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- (2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- (3) 施設整備費用の地方負担に係る財源措置の拡充
- (4) 鉄道運転士不足に対応した支援措置等の創設

九州新幹線西九州ルート概要図 (令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分 (従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮)

【国土交通省試算】

第8号議案

高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 道路整備の安定的財源確保について〔継続1回〕 （資料8-1 参照）

中央と地方における公共交通機関などの移動格差を十分認識した上で、地方が真に必要とする海路及び道路整備が推進できるように必要な財源の充実強化を図ること。

地方創生に資する道路整備を重点的かつ計画的に推進するため、公共事業関係費を増額するとともに安定的かつ持続的な道路整備に必要な予算を確保すること。

（資料8-2 参照）

2. 道路網の整備について〔継続2回〕

（1）高規格道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦ICから佐々IC）の~~早期供用開始に向けた事業整備~~促進

イ 佐世保道路（~~佐々佐世保中央~~ICから佐世保大塔IC）の4車線化の~~供用開始に向けた事業整備~~促進

ウ ~~武雄佐世保道路（佐世保大塔ICから武雄南IC）の4車線化の早期着工~~
佐世保大塔IC周辺の渋滞対策の早期実施

エ 武雄佐世保道路（武雄南ICから佐世保大塔IC）の4車線化の早期着工

オ 武雄佐世保道路の4車線化に合わせた休憩施設の設置

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早IC間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

- ウ 雲仙市瑞穂町から吾妻町間の早期供用に向けた事業促進
- エ 諫早市森山町から小野町間の早期供用に向けた事業促進
- オ 諫早市小野町から長野町の調査検討

③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

④ 西彼杵道路、長崎南北幹線道路の整備促進

本路線は、長崎県新広域道路交通計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市を約 1 時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県の発展に不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路の整備促進

- (ア) 西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進
- (イ) 残る調査中区間の事業化

イ 長崎南北幹線道路の整備促進

- (ア) 長崎市茂里町から長崎市滑石 2 丁目間の事業促進
- (イ) 残る調査中区間の事業化

ウ アクセス道路（主要地方道長崎畝刈線（長崎市滑石 2 丁目～時津町野田郷間））の事業促進

⑤ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討

⑥ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化
(有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討)

⑦ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

(2) 幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道 205 号の早期整備

針尾バイパスの 4 車線化（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

② 一般国道 57 号の早期整備

ア 一般国道 57 号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区

間の早期整備

イ 一般国道 57 号愛野町から小浜町までの~~現道改良による機能強化安全対策~~
の促進及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討

③ 一般国道 34 号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

イ 大村拡幅の早期完成

ウ 諫早北バイパスの 4 車線化の早期事業化

~~エ 新大王・馬町交差点改良事業の早期完成~~

④ 一般国道 382 号の整備促進

⑤ 一般国道 384 号の整備促進

⑥ 一般国道 389 号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

（３）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進

② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現

③ 松島架橋の早期実現

④ 大村湾横断道路構想の推進

（雲仙市）

（資料 8-3 参照）

（説明）

提言する（（１）雲仙市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、南島原市）

（（２）雲仙市ほか全市）

・（１）-①

整備の優先順位に合わせた順番の入れ替え及び言い回しを変更するもの。

イ 佐世保道路の区間変更

佐々 IC～佐世保中央 IC までの区間の 4 車線化工事が完成し、令和 7 年 3 月 23 日より供用開始見込みであるため文言を修正するもの。

ウ 佐世保大塔 IC 周辺の渋滞対策の早期実施」の新規追加

料金所先（佐世保駅→ハウスボス方面）信号停車による渋滞が発生している状態。車両が本線まで続くことにより、佐世保道路の 4 車線化の効果減衰する可能性があるため、要望するもの。

エ 武雄佐世保道路の区間名称（反転）

令和6年3月1日付け国土交通省発表資料（「高速道路の暫定2車線区間の4車線化について」）の表記と合わせるもの。

オ 「武雄佐世保道路の4車線化に合わせた休憩施設の設置」の新規追加

西九州道（川登SA～相浦中里IC(サセボックス99)間、38km休憩施設がなく、R4.12アンケート（長崎県西九道建設促進期成会会員）では大多数が設置希望をしているため、要望するもの。（R6年度から長崎県・波佐見町と共に検討会実施中）

・（2）-③

エ 令和6年度中に「新大工・馬町交差点改良事業の早期完成」が完了予定のため削除するもの。（雲仙市）

3. 道路事業における補助制度の拡充について〔更新〕（長崎市、佐世保市、諫早市）

道路事業のうち、土地開発基金などにより先行取得した建物補償の買戻しについて、重要度の高い市街地部においては、より柔軟かつ円滑計画的に交渉等の事務を進め、早期完成や計画的な進捗が図れるよう、街路事業と同様の補助の取扱いとすること。（長崎市）

（説明）

提言する（長崎市、佐世保市、諫早市）

・国土交通省道路局所管の事業については、早期完成や計画的な進捗を図るために、土地開発基金などによる用地および建物補償の先行取得を行っているが、このうち、先行取得した建物補償の買戻しについては、補助対象として認められていない。

そのような中、最近では、能登半島沖地震に続き、令和6年の日向灘での地震など近隣県での災害や、近年には長崎県内においても大雨や大型化した台風による災害が発生するなど、災害を軽減するための対策を講じることが非常に重要視されている。多数の人々の行きかう市街地部の道路においても例外ではなく通常時の一般交通の渋滞緩和や利便性の向上のみならず、予期せぬ災害発生時の退避や物資輸送の役割を果たし、被害の軽減を図るといった観点からも、早期の整備による対策が一層求められている。

については、こうした実情や、地方自治体の財政負担の厳しい状況も踏まえ、地方自治体による市街地の道路整備事業の実施に当たっては、より柔軟かつ計画的に交渉等の事務を進め、完成を促進できるよう、土地開発基金等によって先行して行った建物補償の買戻しについて、国庫補助の対象とすることを求める必要があるため要望するもの。（長崎市）

4. 社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について〔継続6回〕

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、社会資本整備総合交付金事業における道路事業（舗装補修）について、平成30年度より大型車交通量（大型車250台／日・1方向未満）の条件が設けられたが、このことにより、対象となる路線が極めて少数であるため、バス

路線等、住民の生活に重要な役割を果たす道路について、補助対象となるよう、条件の緩和を行うこと。

5. 地方における無電柱化事業の促進について〔継続6回〕

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に、電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和3年5月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、国家的な重要プロジェクトである無電柱化を着実に推進するため、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むこと。

6. 港湾の整備促進について〔継続2回〕

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

7. 公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記や権利の抹消に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について〔継続2回〕

公共事業の用地買収に伴い、必要となる所有権移転登記や権利の抹消に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度を国土交通省と総務省の連絡会議で調整し、全国的な普及を図ること。

資料8-1

○道路整備の状況

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	66.8	58.8	51.5	53.0
	改良率	92.2	63.6	51.5	54.8
全 国	整備率	71.7	60.8	60.1	60.7
	改良率	93.2	71.2	60.1	62.8

※道路統計年報より(令和4年3月31日現在)

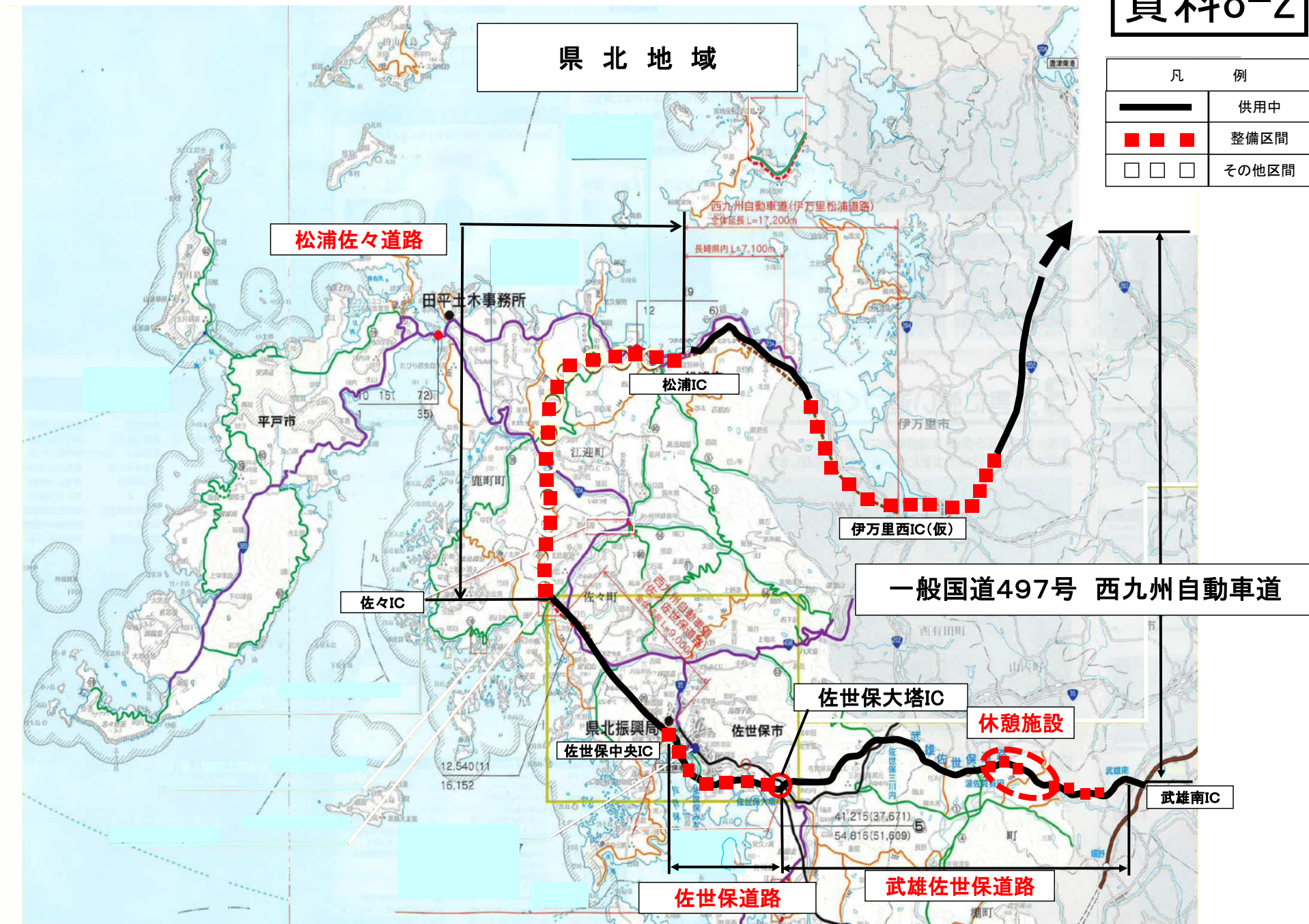
○道路関係経費の状況

(千円)

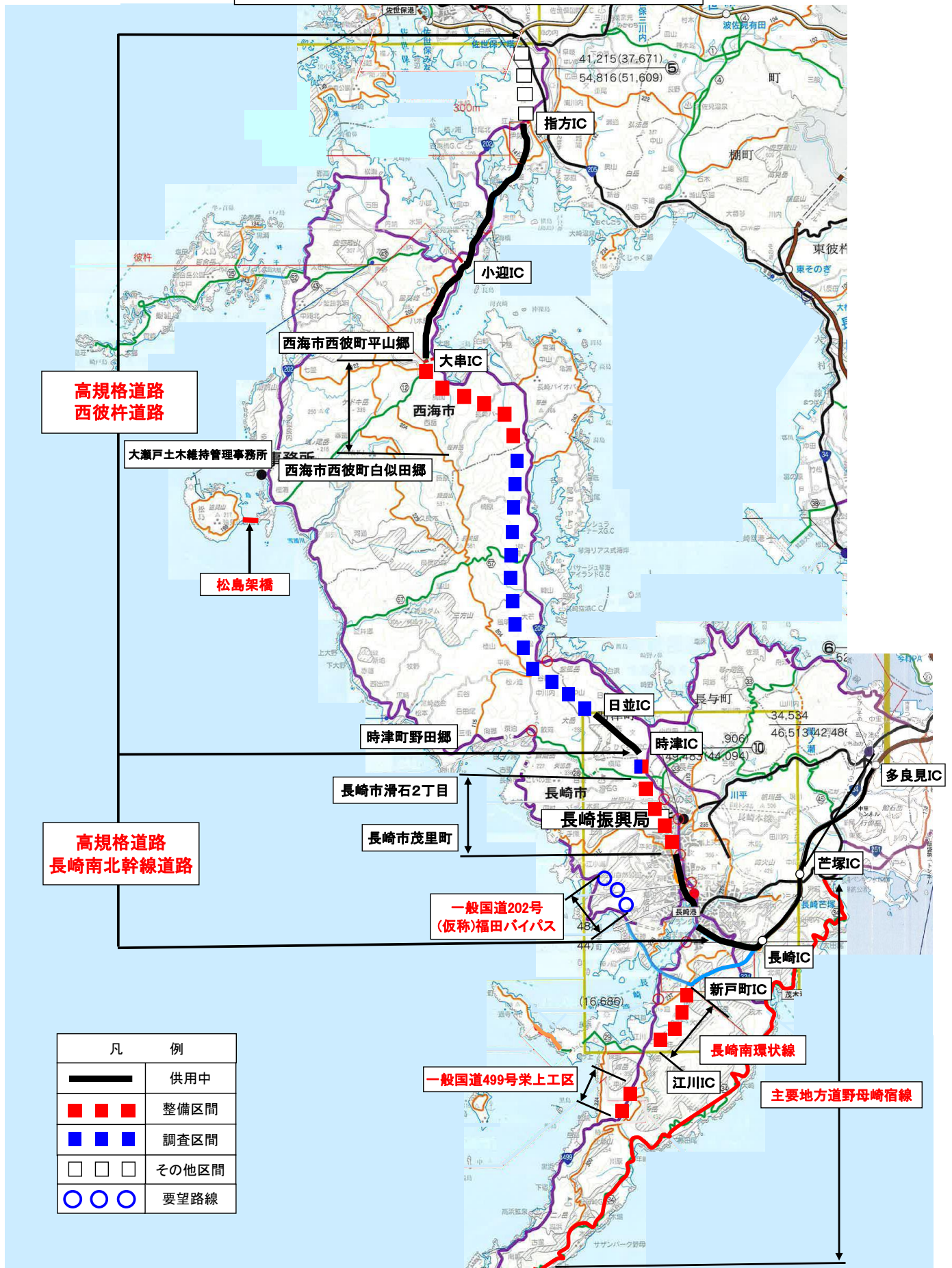
市名	経 費		差	
	令和3年度 (A)	令和4年度 (B)	(B)-(A)	(B)/(A)
長崎市	16,568,665	16,977,901	409,236	102.5%
佐世保市	5,883,769	7,162,095	1,278,326	121.7%
島原市	1,206,090	1,114,869	△ 91,221	92.4%
諫早市	3,427,674	3,202,595	△ 225,079	93.4%
大村市	1,929,784	2,824,571	894,787	146.4%
平戸市	2,296,598	1,955,941	△ 340,657	85.2%
松浦市	1,302,812	1,381,979	79,167	106.1%
対馬市	2,541,972	2,924,239	382,267	115.0%
壱岐市	1,888,005	2,213,684	325,679	117.2%
五島市	1,760,899	1,690,540	△ 70,359	96.0%
西海市	891,045	1,187,981	296,936	133.3%
雲仙市	1,573,619	1,561,193	△ 12,426	99.2%
南島原市	4,266,771	4,574,049	307,278	107.2%
合 計	45,537,703	48,771,637	3,233,934	107.1%

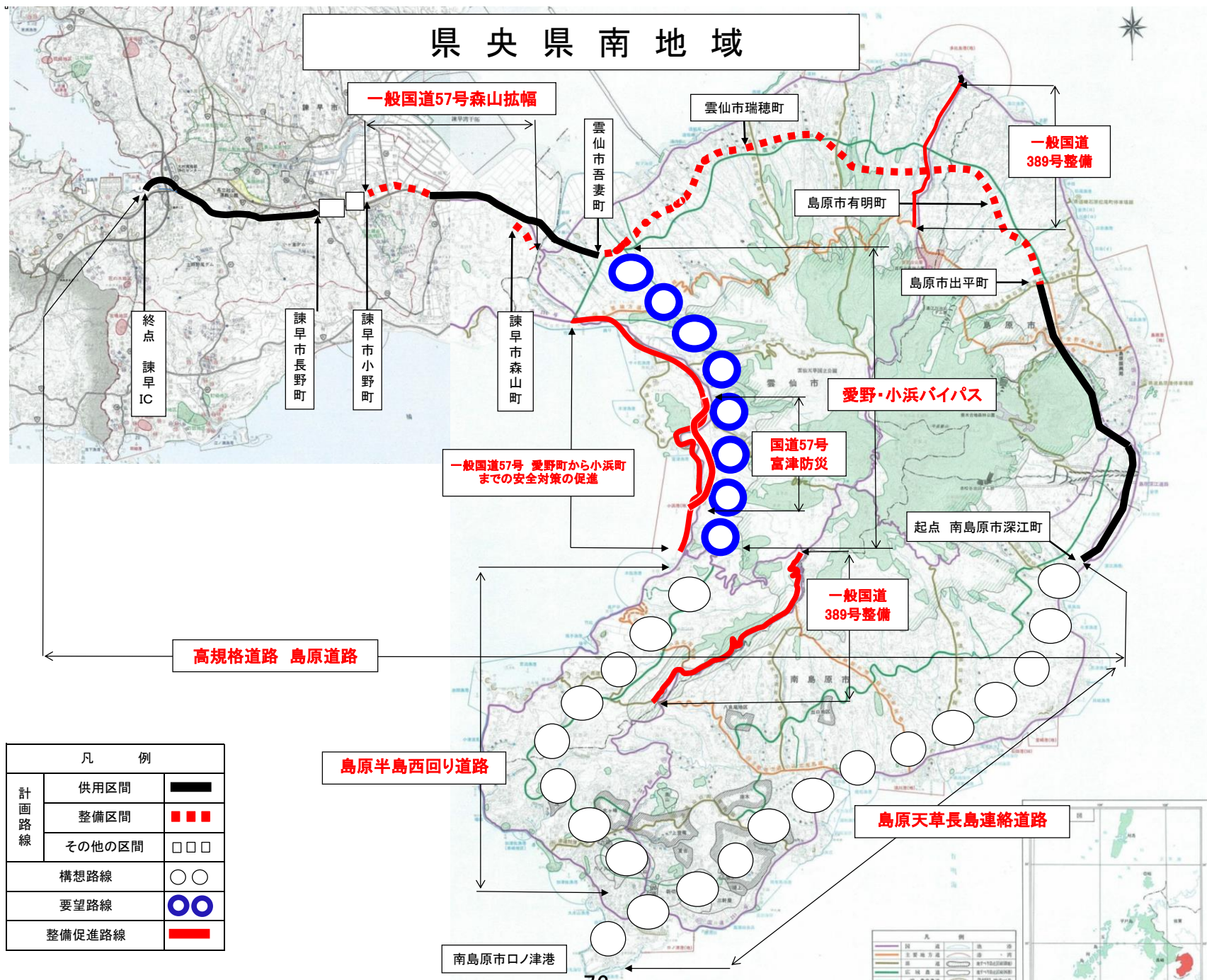
※令和3・4年度地方財政状況調査(表70)より

凡	例
	供用中
	整備区間
	その他区間

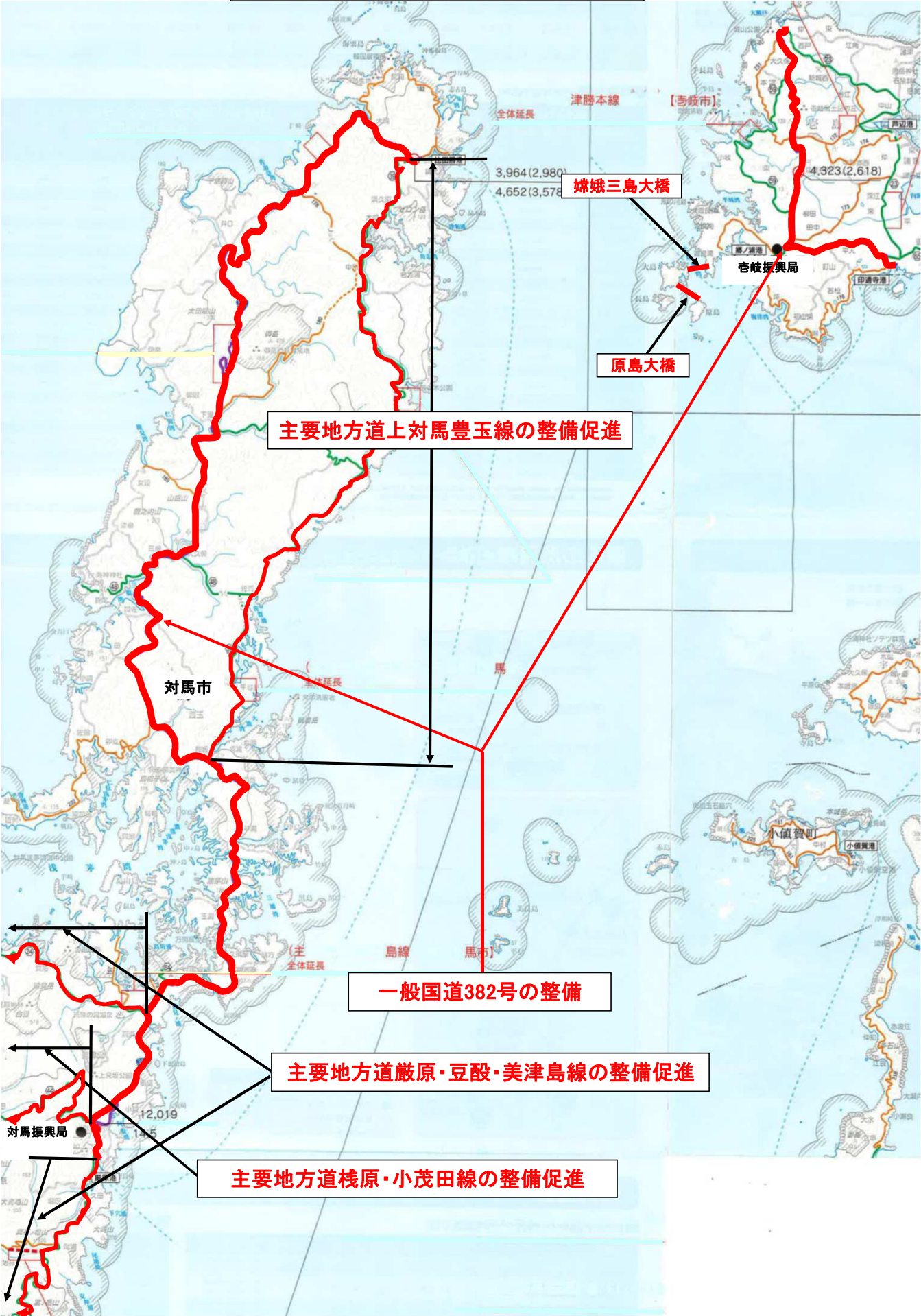


長崎、西彼杵、佐世保地域





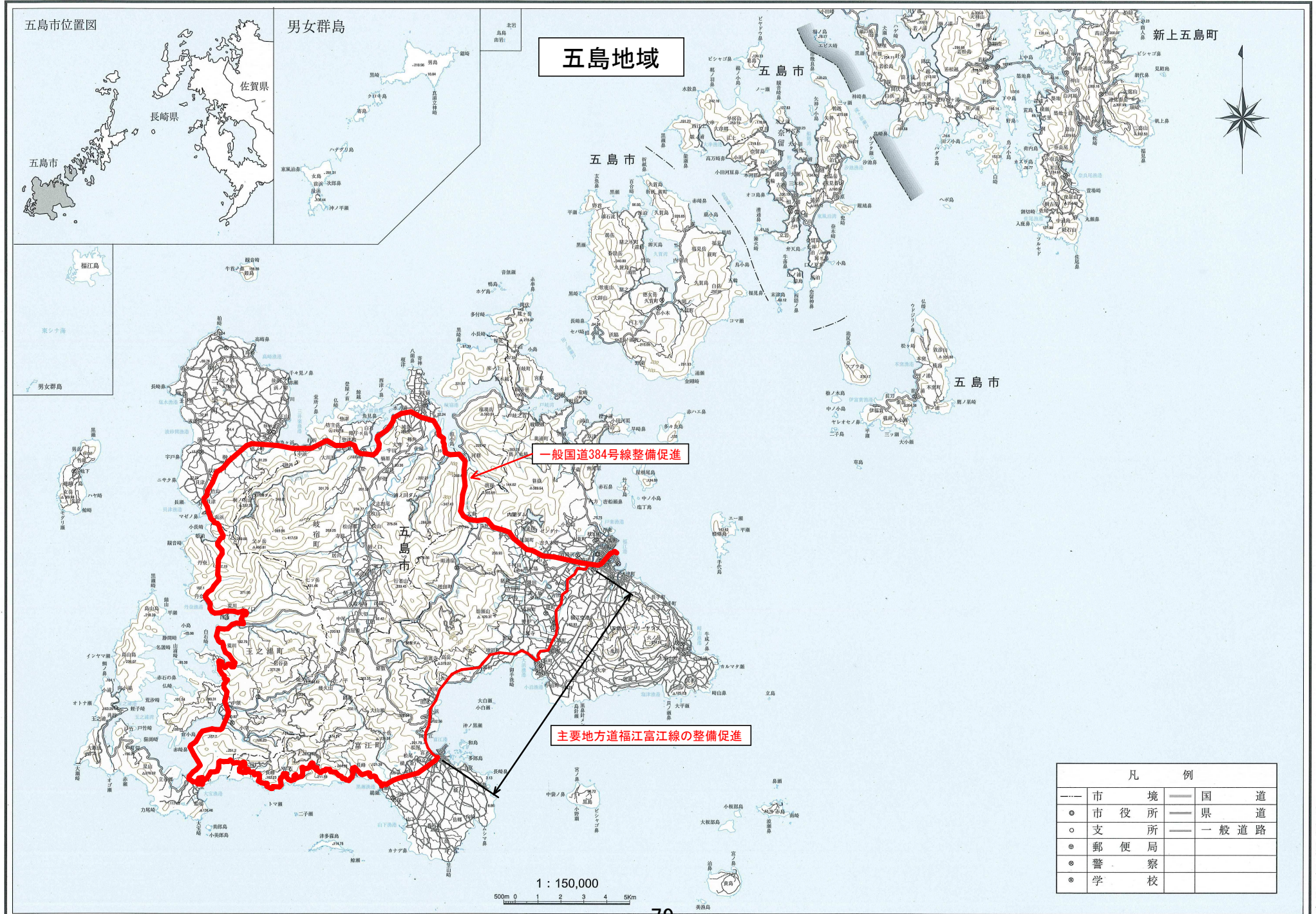
壱岐・対馬地域
--



五島市全図

平成十八年五月

長崎県五島市





第9号議案

農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について〔継続1回〕

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

国においては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図ること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

(3) 有害鳥獣被害対策の予算確保及び早期の予算執行について

長崎県内における有害鳥獣による農作物被害金額は、ピークであった平成16年度と比較すると令和4年度で約~~21.2~~6%に減少したものの、イノシシによる被害は全被害額の約~~6.7~~割となる約~~1.1~~5億円と依然として深刻な状況にあり、また鳥害~~においての類~~による被害金額も依然多い状況にある。さらには、イノシシ~~による~~の住宅地や通学路への出没や石垣の掘り起こし、家庭菜園を荒らす等の市街地周辺的生活環境被害も拡大している。

そのような中、各市は防護柵整備の拡充や新たに鳥害対策資材の補助、猟友会との連携による捕獲活動の強化等に取り組んできており、有害鳥獣被害対策支援の大きな柱となっている「鳥獣被害防止総合対策事業」は、継続的な取り組みが不可欠であることから、十分な予算の確保と制度の充実を図ること。(五島市)

(資料 9-1 参照)

(説明)

提言する(五島市ほか全市)

・資料の更新(令和5年度データ)に伴い、文言内の年度及び割合を修正するもの。(五島市)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

2. 水産業の振興対策について〔継続1回〕

(1) 養殖共済の充実・加入促進について

近年、県内の沿岸等で大規模な赤潮が発生しており、トラフグやマダイなど養殖魚が大量にへい死し、多額の被害が発生している。

そのような中、物価高騰の影響など漁業経営を取り巻く環境は厳しく、漁業共済への加入が困難な状況にあるうえに、養殖共済に加入していたとしても、共済単価と実勢価格との間に乖離があり、養殖漁業者が安心して経営を再建できるとは言い難い状況にある。そのため、フグ類やクロマグロなど全国有数の生産量を誇る本県の養殖産地の存続に関わる問題となりかねない。

こうした状況を踏まえ、養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率を引き上げ、共済単価を実態に即した金額に見直すなど、共済制度の充実を図るとともに、養殖共済への加入を促進すること。

(2) 漁業就業者対策の充実について

漁業者の高齢化、後継者不足などにより漁業就業者数は減少の一途をたどっており、さらに、漁場環境の変化や資源の減少に加え、漁業資材の高騰などにより、漁業経験の浅い新規就業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。

漁業においては、経営体育成総合支援事業などの長期研修終了後、独立して新

規に漁業経営を始める者には漁船取得など相当な資金が必要であり、漁業開始から自らの漁業収入だけでは生計がままらない状況である。

農業における営農開始後の支援制度と同様に、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設すること。

3. 物価高騰対策の強化について〔継続5回〕

現在、特例として措置されている農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため、恒久的な制度とすること。併せて、漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律3：1に見直したうえで、事業を継続すること。

また、世界的な情勢の変化により飼料や肥料などの生産資材が高騰し、生産コストが上昇しているものの、農水産物の市場価格に十分反映されず、価格決定権を有しない農漁業者の経営を圧迫している状況にあることから、農業の肥料価格高騰対策については、施設園芸セーフティネット構築事業や配合飼料価格安定制度と同様の制度の構築を図り、加えて、現行の農業・水産業の飼料高騰対策制度における生産者負担の軽減などの積極的な支援を行うこと。

令和5年度野生鳥獣による農作物の被害状況

主要鳥獣の年別農作物被害状況（平成6～令和5年度）

【県内の被害状況】

（被害金額、単位：千円）

鳥獣種類別	被害面積 (ha)				被害量 (t)				被害金額 (千円)			
	R4	R5	R5-R4 増減	(前年度比)	R4	R5	R5-R4 増減	(前年度比)	R4	R5	R5-R4 増減	(前年度比)
イノシシ	68	116	49	172%	604	1271	666	210%	99,800	151,845	52,045	152%
カラス	4	3	▲ 2	62%	67	46	▲ 21	68%	15,827	7,626	▲ 8,201	48%
ヒヨドリ	2	1	▲ 1	40%	20	6	▲ 14	30%	4,544	1,678	▲ 2,866	37%
シカ	3	2	▲ 1	71%	19	28	9	150%	3,013	2,145	▲ 868	71%
アナグマ	2	2	0	119%	23	24	1	104%	10,649	6,649	▲ 4,000	62%
タヌキ	1	1	0	117%	16	11	▲ 5	67%	5,492	2,323	▲ 3,169	42%
アライグマ	2	0	▲ 1	19%	25	9	▲ 16	35%	7,243	7,893	650	109%
スズメ	0	0	▲ 0	75%	2	1	▲ 1	70%	499	338	▲ 161	68%
カモ	38	34	▲ 4	91%	188	214	26	114%	24,668	34,501	9,833	140%
その他の鳥獣類	1	1	1	220%	2	3	1	167%	1,080	1,827	747	169%
合 計	118	160	41	135%	966	1612	646	167%	172,815	216,825	44,010	125%

※ データの標記について、表示単位未満で四捨五入しています。

「0」は四捨五入して1に達しないものを示しています。

年 度	イノシシ	シカ	カラス	その他	合 計
H 6	55,850	104,630	333,500	140,120	634,100
H 7	103,650	131,700	258,020	128,350	621,720
H 8	143,890	178,310	196,990	231,610	750,800
H 9	149,000	155,870	225,590	123,470	653,930
H10	136,640	150,230	207,230	256,350	750,450
H11	158,330	143,510	189,110	63,910	554,860
H12	203,070	169,070	186,790	77,680	636,610
H13	225,120	104,460	228,750	73,100	631,430
H15	250,030	75,980	272,890	54,720	653,620
H16	457,220	25,100	234,080	105,790	822,190
H17	307,590	22,790	162,200	44,790	537,370
H18	380,358	27,330	132,205	23,738	563,631
H19	209,897	15,513	69,293	19,230	313,933
H20	266,213	4,491	93,380	35,685	399,769
H21	191,603	12,514	49,449	36,978	290,544
H22	405,539	11,724	47,537	61,448	526,248
H23	398,271	8,829	60,898	31,174	499,172
H24	327,644	12,851	26,377	33,618	400,490
H25	239,298	4,695	21,938	21,309	287,240
H26	193,029	17,591	19,110	31,807	261,537
H27	191,418	6,632	9,002	22,652	229,704
H28	230,477	6,523	10,883	53,057	300,940
H29	143,662	9,906	15,420	47,384	216,372
H30	141,744	7,837	8,430	50,403	208,414
R1	81,573	4,855	14,689	40,721	141,838
R2	190,834	6,841	16,578	81,155	295,408
R3	141,437	3,933	16,985	48,650	211,005
R4	99,800	3,013	15,827	54,175	172,815
R5	151,845	2,145	7,626	55,209	216,825
備 考	県内全域で被害が発生。	五島市、対馬市、長崎市、佐世保市、新上五島町で被害が発生	県内全域で被害が発生。		

第10号議案

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について〔継続2回〕

民間設備投資の推進等のために地方税を減免した自治体への支援として、普通交付税の減収補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加すること。

（資料10-1 参照）

2. 国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について〔更新〕（島原市、雲仙市、南島原市）

雲仙砂防管理センターによる砂防施設の直轄管理を機動的に実施するための機能や体制の充実を図り、「防災・減災」機能を継続すること。（島原市）

（説明）

提言する（島原市、雲仙市、南島原市）

・平成2年に雲仙・普賢岳が噴火し、平成8年に噴火活動は終息したものの、依然、山麓には約1億7000万 m^3 の火砕流堆積物と、山頂には約1億 m^3 の溶岩ドームが不安定な状態で存在している。

溶岩ドームは不安定な状態で微動を続けていることから、地震や大雨等による崩壊の可能性が高いことが専門家から指摘されており、ひとたび崩壊が発生すると、被害は大規模になることが予想され、また、火砕流堆積物を起源とした大雨による土石流が今もなお発生している状況である。これらに対応する溶岩ドーム監視を含めた水無川の砂防施設の管理には、高度な知見、技術力、即応力が必要であり、令和3年度から、雲仙砂防管理センターにおいて、国直轄の砂防管理を行っている。

災害に強いまちづくり推進のため、国へ働きかけるよう強く要望するもの。（島原市）

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除

(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%又は6%税額控除)

⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設
- ・信用保証協会による債務保証

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

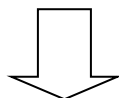
- ・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

第 1 1 号議案

学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔継続 6 回〕

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図ること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨災害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (4) 屋内運動場への空調設備の整備については、断熱性確保工事と併せて補助対象とされているが、既存の屋内運動場の多くは断熱性確保工事が必要となり、現行の大規模改造空調整備事業における補助対象工事費上限額を超えることが見込まれる。補助単価の嵩上げは行われているものの実工事費との乖離が大きいため、補助対象工事費上限額の引上げ及び補助単価の増額を行うこと。

また、空間上部など必要のない部分を除き、断熱性確保工事を行わずとも必要な活動範囲のみに効果を行き届かせることができるスポット的な空調設備の整備についても補助対象とするなど、補助要件の緩和を行うこと。

2. 特別支援学級編制基準の弾力化について〔新規〕(佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市)

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、また、障害の多様化も進んでいることから、教員1人で指導・対応を行うことは困難な状況にある。

については、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応を行うため、現在8人で1学級となっている特別支援学級の編制基準を6人で1学級とすること。

(説明)

提言する(佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市)

- ・特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、障害の多様化も進んでいる。普通学級及び特別支援学級に在籍する児童生徒の中で、担任1人では指導が困難で、特別な支援を必要とする児童生徒も毎年増加している。

現在8人で1学級を編制している特別支援学級の編制基準を6人で1学級とすることにより、1学級あたりの児童生徒数が減少し、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応が可能となることから提言を行うもの。(佐世保市)

2.3. 学校給食費の無償化について〔継続3回〕

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っている。

社会全体で安心して子育てできる環境の確保及び少子化対策、保護者の負担軽減の観点から、国の責任と財源による学校給食費の完全無償化実現に向け、必要な措置を講じること。

第 12 号議案

デジタル化の推進に関する提言

デジタル化の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 自治体情報システムの標準化・共通化について〔継続 6 回〕

~~（1）移行困難システムに対する財政措置等について~~

~~令和 5 年 9 月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が改定されたが、現在の補助制度においては、令和 8 年 3 月 31 日までの財政支援措置となっており、令和 8 年度以降に実施する移行作業の経費については補助対象外となっている。~~

~~標準化への対応は国の施策であることから、デジタル基盤改革支援補助金については、自治体の負担が生じないように導入費用の全額について財政措置を講じること、移行困難システムについても移行完了まで確実に財政措置することとし、移行困難システムの対象となる要件等についても、自治体の状況に応じて柔軟に対応すること。~~

~~また、標準準拠システムへの対応や開発状況など、事業者の取組状況については、国において一元的に情報収集を行い、最新の情報を自治体へ提供する仕組みを構築すること。~~

~~（2）整備費用に対する財政措置について~~

~~令和 6 年 12 月 24 日に改定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、令和 7 年度末までとされていた「デジタル基盤改革支援基金」の設置年限について、5 年延長を目途に検討することが明示された。~~

~~標準化への対応は国の施策であることから、自治体の負担が生じないように特定移行支援システムも含め、導入費用の全額について確実に財政措置を講じること。~~

~~また、標準化に係る計画立案からシステム選定、移行に至るまでの整備費用については、標準化対象システムと密接に連携する標準化対象外システムを、標準化対象システムと併せて移行する際に必要となる費用も含め財政支援措置を講じること。~~

~~また、各自治体からガバメントクラウドに接続する際に使用するネットワークについては、整備に係る費用及び運用経費など必要経費を国が全額負担する~~

とともに、ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、標準化移行後に新たな財政負担増とならないよう、国において適切な財政支援を行うこと。

(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市ほか全市)

・令和6年12月24日に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が閣議決定され、(1)で提言していた「移行困難システムに対する財政措置等」については、状況が解消したと判断されるため、議題から削除するもの。

しかし、標準化への対応は国の施策であることから、移行期限内に完了するシステムについても、移行期限内に完了できず特定移行支援システムに該当する場合であっても、全額国費で負担すべきと考えることから、引き続き議題として提言するもの。(長崎市)

2. 地域社会のデジタル化の推進について〔継続6回〕

地方財政対策において、「地域デジタル社会推進費」を令和5年度から令和7年度まで事業期間を延長し計上されているが、地域社会のデジタル化を進めるためには十分な事業期間及び財政措置とは言い難いものであることから、デジタル化推進の動きを止めないよう、事業期間の更なる延長と財政措置を行うこと。

3. 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について〔継続6回〕

(1) マイナンバーカード(個人番号カード)の申請・交付事務について

マイナンバーカードの交付については、現状の交付事務処理手順では、地方公共団体情報システム機構で作成されたカードに、交付前に市町村側で設定処理を加える必要があり、市町村に送付されてすぐに対象申請者に交付できるものではないことから、迅速かつ円滑なカード交付を行えるよう、令和6年12月から開始されたマイナンバーカード特急発行と同様に交付処理を地方公共団体情報システム機構で行い、申請者や市町村に送付することで、迅速かつ円滑なカード交付や市町村における事務処理負担の軽減を図られるよう、事務処理手順の簡素化等の見直しを早急に行うこと。

また、特急発行と同様の交付処理ができない場合であっても、市町村が共同利用するシステムにおいては、安定稼働が円滑な事務処理につながることから、全国的に窓口の混雑が予想される連休明けの午前中であっても交付前設定等の操作可能時間の制限及び障害や窓口業務の遅延が発生しにくいシステムを構築し、安定した運用を図ること。

またさらに、マイナンバーカードの申請・交付に係る経費について、令和6年度もマイナンバーカード交付事務費補助金予算が計上されているが、市町村負担が生じることのないような財源措置を今後とも引き続き講じるとともに、普通交付税の算定項目のひとつである戸籍住民基本台帳費においても、市町村の実態

に即した職員数を適切に反映させ、マイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みを円滑に進めるための支援の充実を図ること。（長崎市）

（説明）

提言する（長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市）

- ・現在、マイナンバーカードの交付申請から交付までに1月程度を要している状況のなか、令和6年12月から健康保険証との一体化がなされたことに伴い、1週間程度で交付が可能なマイナンバーカードの特急発行制度が開始され、迅速な交付と市町村の事務負担が軽減されている。しかし、この制度の対象者が新生児やマイナンバーカードを紛失した者等に限定されている。

マイナンバーカードの交付申請を行う住民の安心した医療機関等の受診等につなげていくことに加え、迅速なマイナンバーカードの交付や市町村の事務処理負担の更なる軽減を図るため要望するもの。（長崎市）

（2）マイナンバー制度に係るシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を行ったが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、国から示された所要事業費を大きく上回り、地方負担が発生した。

今後も、毎年度のデータ標準レイアウト変更や制度改正等によるシステム改修が予定され、新たな費用が生じる見込みであることから、地方自治体におけるシステム改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

（3）自治体情報セキュリティ対策に係るシステム運営費等の財政支援について

地方自治体では、マイナンバー制度への対応にあたり、国の求める情報セキュリティ対策の抜本的強化を行っているが、自治体の情報セキュリティ対策を安定かつ適切に維持するためには、継続的な更新及び運用管理コストが必要であることから、大きな地方負担となる。

国においては、地方自治体の実情を把握・分析した上で、財政措置も含めた必要な各種措置を講じること。

* * *